

令和元年第 4 回大和村議会定例会会期日程

12月10日開会～12月13日閉会 会期 4 日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 1 日	12月10日	火	本会議	開 会 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸般の報告 4 行政報告 5 議案第48号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）について 6 議案第49号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について 7 議案第50号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について 8 議案第51号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）について 9 議案第52号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について 10 議案第53号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 11 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 12 議案第55号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 日	12月10日	火	本会議	13 議案第56号 大和村印鑑条例の一部を改正 する条例の制定について 14 議案第57号 奄美大島地区介護保険一部事 務組合規約の変更について 15 承認第11号 大和村報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認につ いて 16 所管事務調査報告について
第 2 日	12月11日	水	休 会	
第 3 日	12月12日	木	休 会	
第 4 日	12月13日	金	本会議	1 一般質問 2 議員派遣の件について 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に ついて 閉 会

第 4 回 大 和 村 議 会 定 例 会

第 1 日

令和元年 1 2 月 1 0 日 (火)

大 和 村 議 会

令和元年第4回大和村議会定例会会議録

令和元年12月10日（火）

午後1時30分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第48号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第49号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第50号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第51号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第52号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第53号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第55号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第56号 大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第57号 奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更について

日程第15 承認第11号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第16 所管事務調査報告について

総務建設委員長 重信 安男 総務建設委員 蔵 正

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	前田清和君	6番	民文忠君
2番	重信安男君	7番	池田幸一君
3番	藏正君	8番	宮田到君
5番	勝山浩平君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎一也君	書記	太純一君
--------	-------	----	------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	泉有智君	教委事務局長	福山茂君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	森永学君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	小原和博君	会計管理者 兼会計課長	大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君	住民税務課長	三宅正剛君
大和の園園長	勝健一郎君		

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和元年第4回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

議事日程に入る前に、去る10月1日付で大和村教育委員会教育長に晨原弘久先生が就任をなされ、本定例会に初めて出席をされております。

就任挨拶をお願いいたします。

○教育長（晨原弘久君）

皆様、こんにちは。

高いところから恐縮でございますが、議長からお許しをいただきましたので、教育長就任の御挨拶を申し上げます。

私は、去る9月に伊集院村長から教育長への御推挙を賜り、そして議会の皆様方からの有難い同意を賜りまして、10月1日付で教育長に就任させていただきました。心から感謝御礼申し上げます。ありがとうございました。

教育の目的は、生涯にわたり、たくましく生きていく力を育むことであります。その基盤となるのが知・徳・体の育成であり、さらにその基盤となるのが教師の諸々の指導力向上と、安定した学校経営であり、そしてまた地域社会の教育力であります。そのために各学校や社会教育関連と連携し、協力体制を築いていきたいと思っております。

これに加え、児童生徒数の減少が進む、ここ大和村では、ふるさと大和村の島おこしに尽くそうという信条を育てる教育も重要と考えます。そのために、とりわけ郷土教育の充実に励んでいきたいと考えております。さらに、諸先輩方が築いてこられた諸々の教育施策の充実・発展に努め、村内児童生徒の連帯感醸成にも励みたいと思っております。村当局をはじめ、議員の皆様方からも、いろいろなお知恵や情報、お力添えを賜りますれば有難く存じます。

就任2カ月が経ちましたが、並みいる先輩方を前に緊張し、また時節柄、これから私の職務本番を迎えることになり、その重責に身が引き締まる思いですが、微力ながら、大和村の教育発展、引いては大和村の発展に励んでいく所存です。村長をはじめ、村当局、議員の皆様方のより一層の御指導・御鞭撻・御協力を賜ります

よう切にお願い申し上げまして、甚だ言葉足らずではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

○議長（勝山浩平君）

先日、晨原教育長が県道国直から宮古崎の先までジョギングをされている姿をお見受けしたんですけれども、大変力がみなぎっているなどお見受けいたしました。先生のその本当に大きな力で大和村の教育行政をますます押し上げていただくことを御期待を申し上げ、活躍を御祈念申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（勝山浩平君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、８番、宮田到君、９番、奥田忠廣君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（勝山浩平君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの４日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの４日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（勝山浩平君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和元年第３回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元にお配りをしておりますが、その間、議会報告会を２集落を対象に開催をしております、大和浜集落で15名、思勝集落で４名の御参加をいただいております。御参加いただき、村民の皆様、誠にありがとうございました。

口頭報告は以上で省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（勝山浩平君）

日程第4、行政報告を行います。

村長に行政報告をお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

9月10日以降からの行政報告をさせていただきます。

9月10日に令和元年第3回定例会が開催され、決算委員会を予算のほうで審議をしていただきました。これまでもたくさんの御意見を賜っている中で、我々もまだまだ取り組みが遅いものがございます、今現在、皆さんの質問等が出た中で、これまでの一般質問を含めて、今、庁内でいろいろとこれから私どもができることを今検証しながら、取り組みをさせていただいているところでもございます。少しでも早く実行できるように、我々もしっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

10月に入りまして、10月1日にバニラエアに代わりまして、ピーチエアアビエーションの成田線が就航いたしました。今月の26日から関西空港からの就航もなるようございまして、しっかり我々も連携を図りながら、路線がこれから維持できるようにしっかり取り組みを我々も取っていききたいというふうに思っているところでもございます。

10月5日には、神奈川県大和市が市政60周年ということでございまして、その記念行事で全国ふるさとうまいもの市を毎年、我々も参加しておりますが、今年は奄美大島開運酒造さんをお願いをしましたひらとみのラベルに、大和市制60周年の記念ラベルを作りまして、それを市民の皆さんに多くお買い求めをいただいたところでもございます。これからも取り組みをしていきますが、その節に大和市の教育長ともお会いをさせていただきまして、これから子どもたちの交流が、まあどうなるかわかりませんけれども、我々もアプローチをしながら、まず大和市の子どもたちを呼んでみてはどうかという思いもあるところでもございます。これからはしっかり大和のつながりということで、取り組みを連携を図りながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

10月9日には、I E C Nの現地調査がございました。私ども野生生物保護センター、国立公園管理事務所に来ていただきまして、そこで環境省のほうから説明をさせていただき、湯湾岳にも現地調査をさせていただいたところでもございます。奄美の自然の良さは理解できたということでございますが、まだ少し課題等が出ておりますので、今、鹿児島県、環境省と、今、整理をされておりました、私どもは来年登録に向けてしっかり我々も連携を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

10月31日でございますけれども、これはまだこの会議は公表はされておりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックの実行委員会ということで、県のほうで市長会、町村会、教育庁関係、そして警察ということで、実行委員会をしております。今月の17日には、各県内の市町村の聖火ランナーが公表になる予定でございます。私ども大和村からも公募があったようでございまして、我々も一安心したところでもございます。それに伴って、一応聖火コースは奄美市がなりますけれども、各全市町村から聖火ランナーが来て、こうして聖火をつなぐということは、まさにこれはもう記憶に残ることがあるのではないかとこのように我々も期待をしているところでもございます。その点についてもしっかり我々も、一人でも多くの子どもたちが参加できるように取り組みをしていきたいというふうに思っております。

11月に入りまして、11月3日には中部奄美会の20周年フェスティバルが開催されました。9月議会で皆様の御同意をいただいて、予算を計上させていただきました。大和の八月踊りを参加していただきまして、大きく盛り上げていただきました。本当に伝統芸能をこれから我々もいろんな機会を見つけながら、こうしてよそで披露するということはその伝統文化がこれからも継続できる、継承することにつながっていくのではないかとこのように思っています。大和浜の棒踊り、そして名音集落にも八月踊り保存会ができましたので、いろんな機会を見つけながら、こうして披露する場面をこれからもつくってきたいというふうに思っております。

11月20日には、奄美大島におきましてN P O法人奄美フードバンクが設立をなされました。これは食料が賞味期限を迎える前に、どこかでもらえるところがあればということで組織が奄美大島にできましたので、この総会の中では各老人施設、社会法人施設に米をいただいたところでもございます。私ども大和の園にも米をいただくことができました。これはこの施設だけじゃなく、子ども食堂等が県内にいろいろとあるということで、子ども食堂にもいろんな形で食の提供がなされるのではないかとこのように思っております、我々もしっかりこのフードバンクの協議

会と連携を図りながら、食の廃棄をなくすような取り組みも、我々もお手伝いをさせていただければというふうに思っております。

11月23日には、大和村におきまして、大島支庁主催でございますが、世界自然遺産推進シンポジウムが開催をされました。今現在の取組状況とか、小野寺浩先生、そして環境省から、鳥居局長さんが来られまして、そして大和村のNPO法人、中村修君や勝山議長も参加をし、大和村でこの観光との結びつきの取り組みを発表していただいたところでもございます。これは観光と結びつけると、なかなか難しいところもありますけれども、これから多くの人を訪れることによって、大和村の良さをいろんな人たちにただ見てもらうだけでなく、大和村の自然を体験していただくことも大事じゃないかという取り組みに結びつけていくことが大事ではないかというふうに思っているところでもございます。

それから、11月28日には、来年度の奄振要望の活動をさせていただきました。私たちもいろいろと奄振交付金の制度ができまして、大和村におきましてもいろいろと活用させていただいておりますが、来年度、28億円余りの交付金の満額確保ということで要請活動をしたところでもございます。今月の20日には閣議決定もされるようございまして、我々もしっかりまた声を届けていきたいというふうに思っているところでもございます。いろいろ取り組みがまだまだありますけれども、我々も来年度の世界自然遺産や東京オリンピックに向けた、ここから大和村の小さいところからのいろいろと発信ができるものについて、しっかり取り組みをしていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 議案第48号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、議案第48号、令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）につきましては、湯湾釜川護岸補修工事や小学校教師用指導書購入事業など、歳入歳出それぞれ2,327万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,327万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,710万9,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業における事業量の減により、540万円を減額計上いたしました。

同じく、8ページをお願いいたします。

款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金は、新規事業の子ども・子育て事業における補助金として167万円を増額計上いたしました。

同じく、8ページの款17繰入金、項1基金繰入金においては、財政調整基金から2,700万円を繰り入れ、財源不足を補いました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

9ページをお開きください。

節2給料、節3職員手当、節4共済費の補正につきましては、人員勧告によるものが主でありますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

款2総務費、項5統計調査費、目4地積調査費は、地籍調査事業における事業量の減に伴い、437万4,000円を減額計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、新規事業になります。子ども・子育て事業におけるシステム改修負担金など、合計で165万9,000円を増額計上いたしました。

12ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、集落排水設備における修繕費などとして、集落排水事業特別会計への繰出金850万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款7土木費、項3河川費、目1河川管理費は、津名久防災会館観覧席調査委託費及び湯湾釜川護岸補修工事費の合計といたしまして、500万円増額計上いたしました。

14ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目5防災行政費は、防災関係通信運搬費及び大金久集落における防火水槽移設工事費関係に伴い110万円を増額計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、目2教振興費は、教師用指導書購入といたしまして、570万円増額計上いたしました。

16ページをお開きください。

款13予備費におきましては、79万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（重信安男君）

款7土木費、項6住宅費、1住宅管理費、関連しまして款9教育費の目1教員宿舍管理費をお尋ねいたします。以前から上の住宅、1号棟、2号棟と、教員住宅が並んでおりますけれども、湿気が多いということを昔聞いたことがあって、今その対策はどうなっているかということをちょっとお伺いしたいんですが。

○総務課長（政村勇二君）

その1号棟というのは、大和浜1号棟でよろしいでしょうか。その修繕、そういった状況につきましては、先般のアンケート調査、今年度アンケート調査を実施いたしております。その中で個別にその状況が報告されているか、すみません、今まだ集計中のございまして、細かな把握はしてないところでございますが、これに関する修繕料100万円の増額にいたしましては、やはり今アンケートと別で修繕の要望が出てきているものに対して、サッシであったり、雨戸の修繕等の100万円の計上でございます。大和浜のその1号棟の湿気の状態につきましては、改めて再

度、調査をしていきたいというふうに思います。

○教委事務局長（福山 茂君）

教員住宅のほうの14ページの修繕料につきましては、これは名音の教員住宅の雨戸、サッシの修繕でございます。

お尋ねの湿気のある住宅というのは、大和浜の教員住宅でよろしいでしょうか。大和浜の教員住宅につきましては、住宅に入居されている方、また退去・入居の際などにお話が来るものですから、確認をし、また清掃等も行ったりしておりますが、根本的ななかなか解決にはちょっと至っていない状況で、やはり湿気が多いというのがあって、立地環境もあるかもしれませんが、それにつきましてはまた今後調査をしながら対応策がないか検討してまいりたいと思っております。

○2番（重信安男君）

今回の補正でも結構な金額で、公共住宅にしろ、教員住宅にしろ、されていますけれども、やはりそういう湿気が多いということで、ちょっとそういう話も聞きますし、またちょっと外見的に県道から見られましても、私もこの前見てきたんですけど、外見的にとっても、失礼ですけど汚い感じがあります。やっぱり1号棟、2号棟ですので、最初に造ったものですよね。昭和61年と63年、築31年から33年ぐらいになりますけれども、外見的にちょっともう県道から車で通られて見ても、ちょっと汚いというイメージが強くて、そこをちょっと何とか補修で見ることができないかということをお願いで質問しましたので、そういう計画はありませんか。

○建設課長（前田逸人君）

公営住宅、1号棟、2号棟、確かに昭和60年前後に建てられた公営住宅でありまして、公営住宅長寿命化計画によって、来年度、令和2年度に外周工事、取替工事を予算計上する予定にしております。以上です。

○教委事務局長（福山 茂君）

教育委員会の教員住宅につきましては、必要に応じて外壁補修などをやっている最中でございますが、また今年度、来年度にかけまして、2カ年で個別ごとの長寿命化計画などの策定の準備を進めております。また、それによりまして、必要なものにつきましては計画を立て、補修を行ってまいりたいと思っております。

○2番（重信安男君）

そうやって、よその方からそういうことを聞きますので、できれば外見、古い住宅ですけど、大和村は管理をちゃんとされているなというふうな形で思われるように、工事予算も管理のほうをよろしく願います。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

最初に、農林水産業費について伺いたいと思います。皆さんも御存じのとおり、イノシシが大暴れしているわけですが、随時、被害調査等を進めていると思いますが、現時点でどれぐらいの被害額になっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それと、選果機、13ページの選果機の改修工事45万円が上がっていますが、これは確認だけでいいんですけど、生産システムのほうの更新というのは済んでいるのかどうかを教えてください。

○産業振興課長（郁島武正君）

本年度のイノシシ被害による被害額というのは、まだ被害作物、最近は果樹等がやられておりますけれども、被害額についてはまだ明確になっておりませんが、捕獲数につきましては、今日現在で209頭、昨年が70数頭、全体で年度で70数頭でしたので、はるかに多い捕獲数頭になっているところです。被害額については、まだ調査中ということで、わかっておりません。

選果機改修工事の45万円につきましては、消費税増税に伴う不足分を計上いたしました。12月16日に工事を発注して整備改修に入る予定にしているところでございます。以上です。

○3番（藏 正君）

被害額については、まだ出てないということだったんですけども、大和村の農家さんのほとんどの方がそんなに大規模な農業をしているわけではなくて、少しずつ作っている品物、例えば無人販売所で100円に対価を得るために一生懸命作っているわけですね。それがイノシシが入ってきた場合、もう一発で全部根こそぎやられてしまうということがあって、これに対しては対策が、実績が頭数が200頭余り、2倍以上捕っているという実績が上がってても、なにかそれを捕ったような形が成果が畑に現われたかという、そうではないように思うんです。やっぱり畑に入らせないような防護柵の導入というのが必要だと思うんですけども、現地調査でも言ってましたけど、大和浜の三田地区ですね、向こうの川側からは県が許可しないから、川のほうには網を回してないということだったんですけど、自分は現場は見ませんが、農家さんからもう川の壁をよじ登ってきて、もう全部やられて、やる気もしないよとかいう声を聞くんですけど、前に県に確認して、そこも何とか勝ち

とってくださいよというような話があったと思うんですけど、そのへんの確認等がされているのか教えてください。

○産業振興課長（郁島武正君）

県営事業によって、大和浜地区はやっているわけですが、その箇所だけではなくて、いろんな箇所で県営事業では巻けないという箇所が出ております。そのために担当のほうから農家さんと話を聞いて、県の担当者に伝えまして、改善できるところはできているわけですが、その大和浜の河川の部分につきましては、現地調査も行いましたが、網を巻くのではなくて、イノシシが上らないように護岸のほうの足場をなくすような形で現在は侵入はなくなっているという情報は聞いておりまして、網のほうは巻いていないところです。以上です。

○3番（藏 正君）

細かい話になりますけど、現在入っていないというのは、イノシシの場合、すごい勉強するんですよね。いろんな対応策を練ってくるというか、対応してくるので、今入らない状態に戻しているかもしれませんが、また川底の土砂の堆積とか、そういったことで入ってくる形になってくるんですよ、一回入ったところには。だから、何とかそこらへんのことを説得して、そこらへんにも網を巻いてしまえば、完全に防げるわけですから、そういったところももう一押ししていただきたいと思います。

それと、これまでイノシシ防護柵については失敗事例がいっぱいあるんですけど、その広域で巻いてきたところの、福元地区、その後に湯湾釜地区とか、津名久地区とかについてのそのイノシシ被害対策というのは、どのように考えておられますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

侵入防止柵を巻いたにも関わらず侵入しているという事例は村内いたるところであります。役場のほうにも苦情等が来ているところでございます。特に県営事業で広範囲で巻きますと、侵入経路がわからない。また、現在巻いている網とも形が違って、今のに比べると侵入しやすいという状況になっておりまして、農家の方にも点検等は依頼しているわけですが、こちらのほうとしましては、その修繕用の予算を計上して、それで対応したりしている状況ではございます。しかし、あまりにも広範囲に巻きすぎていると、そのへんまで全ての侵入口を閉鎖できるにまで至っていない状況でございまして、農家のほうも全部の確認ができてないという状況でございます。

また、外ではなくて、中にいるというような話もございますので、そのへんも含

めて、今後、防護策の巻き方につきましては、県のほうにもそのような旨を伝えて効果的な巻き方に努めていきたいと思います。以上です。

○3番（藏 正君）

今後、今回、大和浜地区でやっている、あの巻き方でいけば、個人個人が自分の畑を管理しながら、進入路の確認とかできていくような形ですので、ぜひ引き続き各集落の、できたら福元地区あたりも、そのへんの見直しを進めていってもらいたいと思います。

あと、土木費の河川管理費の件で、これは湯湾釜の川だというふうに説明がありましたけども、ちょっと関連して大和川の一番狭くなっているところですよ、仁島降一さんの畑のハウスがあるところが、川のクランクになって止まっているところがあるという確認を前、課長ともしたことがあるんですが、そこらへんの地主さんの調査とか、その意向調査とかいうのを進めたほうがいいんじゃないかということとで提案したことがあったんですけど、そのへんは進んでいませんか。

○建設課長（前田逸人君）

確かに、河川が一部河口が狭くなっている部分がありまして、以前、そういった形で用地の関係でちょっと話をした経緯があるんですが、それ以降、まだちょっとそこは用地の交渉というところにまでは至ってない状況であります。

○3番（藏 正君）

やっぱりあそこを見る度にいつも思いますけど、あそこが一番川の流れが止められて、また一番狭くなっているような、ちょうど曲がりのところですね。ですから、もしもその地主さんの確認が取れて、賛同してくれるのであれば、ちょっと県に要望して河川の拡張みたいなことも進めていくべきじゃないかなと。毎年、土砂が溜まり易いところになっていますので、できたら進めてもらえたらと思います。

あと1点、14ページの消防費、防災行政費の所なんですけど、この間、防災訓練がありましたけども、湯湾釜集落において公民館に集まって人員確認なんかをしたときに、畑に出かけている人で1人全く聞こえてない方がいたんですね。湯湾釜の集落の、湯湾釜の林道から津名久川に向けての田袋のところなんですけど、ヤマオサ地区というんですけど、そこに行くと防災無線がなかなか届かない。何となく耳を澄ましてたら何か言ってるなぐらいは聞こえるんですけど、何を放送しているのかわからない状態なんですけど、そこらへんを併せて携帯電話のドコモのあれもエリア外になっているんですね。その2つを併せて、何か改修策がとれないものかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、防災無線の件に関しましては、今回訓練したのもやはりそういった原因がわかる、わからないというところで、抜き打ち的な消防団及び事務嘱託員の皆さんにお知らせしていたところでございます。そういった中でこういった問題が出てきたということが防災訓練をした意味合いの一つでもあるのかなというふうに思っています、その際に自主防災組織の構築をというところで、各集落において話し合いを消防団を主にしていただいたところもでございます。そういった中で、やはり我々が知り得ない情報、今回の防災無線がなかなか聞こえづらい場所があるというところがあれば、またそういったところもその自主防災組織なり、消防団幹部なり、そういったところでまた情報提供いただきまして、そういったところの改善に向けての予算要望といいますか、そういった検討ができればと思っているところでもございます。そういった中で、やはり消防、我々と、地域等の自主防災組織の構築を今一度また今後図っていければというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

やっぱり防災無線については、緊急を要する課題ですので、何か中継して、そこらへんも届くようなスピーカーの設置ができないかとか、そのへんの具体的なことを展開していただきたいと思います。携帯のエリアについても、何とかしてください。終わります。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

藏議員に関連してですが、予算書の12ページ、款5農林水産業、項1農業費、目12鳥獣被害対策実践事業、この補正で隊員報酬として5万円、その次のページ、13ページに緊急捕獲等活動助成金として105万円計上されています。この隊員報酬ということで5万円なんですが、これは何人の方にあげる報酬と、この105万円のその使い道、1頭につきいくらの計算で105万円計上したのか、それともそこにかかる費用の105万円の計上なのかを御説明いただきたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

まず、1点目の鳥獣被害対策事業実施隊員報酬でございますが、これは人数的には1名でございます。以前、捕獲報償費7,000円から確認手数料というのを差し引いてお支払いしていたんですが、役場が確認したときではなくて、猟友会の担当の方が現場まで行って確認したときに、その方に1頭当たり1,000円を払っていたわ

けですが、別にその方に1,000円を役場から支払いまして、捕獲者には7,000円全額を支払うということで、50頭分の1,000円の5万円でございます。

緊急捕獲等活動助成金105万円につきましては、当初予算で100頭分70万円を確保しておりましたが、先ほど申しましたように、捕獲頭数が大分上がってまいりまして、足りなくなりましたので、150頭分の7,000円で105万円増額計上しております。以上です。

○1番（前田清和君）

この期間はいつ頃からいつ頃までとか、もう決まっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

一応有害駆除の指示書の期間が12月末までとなっておりますけども、年明けてからまたタンカン等の食害とかもありますので、そのへんはまた延長して出すような形を考えておるところでございます。一月一月で延長していくような形になるかと思えます。以上です。

○1番（前田清和君）

これはイノシシの件は各町村でその狩猟期間がだいたい決まっているということで、前、同僚議員の質問でもあったと思うんですけど、この事業は大和村単独で今行おうということだと認識しておりますが、そういうことですよね。

○産業振興課長（郁島武正君）

鳥獣被害対策実践事業につきましては、単独ではございません。補助がありますけども、イノシシ1頭当たりの捕獲については、現在、許可をもらっているのが大和村では65頭分しかもらっておりませんで、それを増やすように今申請を上げているところございまして、できれば捕った200数頭分が許可できたらいいんですが、それができない場合は、それを超えた分につきましては、単独の予算になるかと思えます。以上です。

○1番（前田清和君）

これが村の一般財源単独であっても、やはりこれだけ村民がイノシシで大分農家の方が苦勞されていますので、そこらへんはやはり行政としてしっかりとまた手助けしていただければなと思えます。

それと、もう1点ですが、この狩猟の免許を持っている方がかなり高齢化も上がってきています。また、その免許を持っている方でも更新するに際しても、更新申請代とか、そういう結構な金額がかかるということで、なかなか狩猟免許を持っている方の存続、また新しく免許を取りたいという方に対しての負担が結構あると

いうことも聞かせていただきます。年々これからやはり今、狩猟者の方も高齢化していますので、大変な中、みんな頑張っておられるんですよ。そういう方々へのやはり少しでも負担軽減になるような、せっかく村民のため一生懸命罟を仕掛けて頑張っている方々へのそういう免許の申請とか、そういう助成が少しでも当局としてもできていければなど、その免許を持っている方への負担も少なくなると思うんですけど、今後そういうことも検討していただけないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

狩猟免許を所持するためには、まず狩猟免許の試験を受けますので、その受講料、猟期の前に登録をしないと捕れませんので登録料、3年に1度、更新料、それが数万円ずつかかるわけですが、大島ではないんですけども、県本土におきましては、今、議員がおっしゃられたような理由で、助成を登録料とか更新料について助成をしているという団体もあると聞いておりますので、そのへんも調査して狩猟免許者を増やすような取り組みをしなければいけないとは課内で検討しているところであります。以上です。

○1番（前田清和君）

産業振興課長、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第 6 議案第49号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議案第49号、令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入においては、主に介護給付費負担金の増額、歳出におきましては、介護給付費と国・県への返還金の増額によりまして、歳入歳出それぞれ1,507万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,507万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,901万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、平成30年度の介護給付費実績等により、146万5,000円を増額いたしました。

款3国庫支出金、項2国庫補助金の120万4,000円の増額、款4県支出金、項1県負担金の137万5,000円の増額、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金153万9,000円の増額につきましては、介護サービス給付費の増加見込みに伴うものでございます。

7 ページをお開きください。

款 7 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金につきましては、歳出の増額に伴い810万円増額いたしました。

次に、8 ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、システム改修費等により59万3,000円増額いたしました。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費の300万円の増額及び項 2 介護予防サービス等諸費200万円の増額につきましては、介護サービス給付費の増加見込みに伴い、増額計上いたしました。

9 ページをお開きください。

款 7 諸支出金、目 2 償還金937万7,000円の増額につきましては、前年度実績に伴う返還金として増額計上いたしました。

款 8 予備費において59万5,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第 7 議案第50号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第 7、議案第50号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入においては、繰越金の増額、歳出におきましては、総務費、委託料等の増額によりまして、歳入歳出それぞれ850万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ850万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億8,035万3,000円にしようとするものです。

7 ページをお願いします。

7 ページの歳入から御説明申し上げます。

款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金850万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

次に、8 ページをお願いします。

8 ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務費、目 1 総務管理費、11 節需用費の241万8,000円の増額につきましては、主に西部地区処理施設内の機器修繕料及び中継ポンプの修繕料でございます。

同じく、13 節委託料550万円の増額につきましては、名音地区集落排水施設の財産処分に関する業務委託料でございます。

款 4 予備費において、3 万6,000円を増額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第8 議案第51号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第8、議案第51号、令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入においては、繰越金の増額や財政調整基金繰入金の減額など、歳出におきましては、総務費の減額などにより、歳入歳出それぞれ66万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,284万8,000円にしようとするものです。

まず、7ページの歳入から御説明をいたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金を534万1,000円増額し、財政調整基金繰入金金を600万1,000円減額いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の224万円の減額は、職員の長期休暇に伴う人件費の減額によるものです。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の158万円の増額は、長期利用者の増加によるものです。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

職員の看護師さんですね、これは。長期休暇とおっしゃいましたが、何か代替要員とか、そういったものは足りている状況にあるんですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

職員の今年度の長期の休暇によりまして、看護体制2名で行っていましたが、業務をするのが難しいということで、一応10月から人はちょっと入れ替わっておるんですけども、1名配置をしているところでございます。

○3番（藏 正君）

議会報告会の中でも、大和の園には正規職員が少なすぎるんじゃないかということで意見が出てたりするんですね。ちなみに、今の現状で看護師、介護士を含めて、正職員という方は何名ずつ配置されているんですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今現在、看護職におきましては、3名のうち1名が正規の職員となっております。
介護職員におきましては、現在18名のうち正職員は1名となっております。

○3番（藏 正君）

どのあたりが一番大丈夫なところなのかよく私はわからないんですけども、そういった正規職員がものすごい少ない状態なんですよというのが、議会報告会あたりで住民から出てくるというのは、そういった形で何か風評被害を気にするんですけど、そういったところにあまりそうしたとしっかりした体制にはなっていないのよとかいう、そんなふうにつながったりしませんか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今現在、各部署に正規職員の配置は1名以上行っております。各有資格者やそれぞれの指導・助言によりまして、他職員の業務遂行にもあたっておりますので、責任をもって対処を、各部署で行っているところです。

○議長（勝山浩平君）

ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第9 議案第52号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第9、議案第52号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入においては、繰入金の減額を行い、歳出におきましては、職員手当等の減額により、歳入歳出それぞれ55万1,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,694万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の55万1,000円の減額につきましては、人件費の減額に伴う繰入金の減額によるものでございます。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の55万1,000円の減額につきまして、職員手当等の減額によるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、議案第53号、大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和元年人事院勧告による給与改定に基づき、特別職等の期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

人事院勧告による給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。令和元年12月支給分については1.675月を1.725月とし、令和2年以降の6月と12月支給分については、それぞれ均等にして1.7月ずつとするものでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、議案第54号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和元年人事院勧告に基づき、本村職員の給与等の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の内容は、公務員と民間の給与を比較した結果、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、給料表の数字の引き上げと、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げること、また住居手当について支給対象者及び支給額の増減の見直しの勧告がなされたところでございます。

給与改定につきましては、給料表を4月に遡り増額し、その差額を12月に支給しようとするものです。

勤勉手当の支給率の改定につきましては、令和元年12月に一般職員0.925月を0.975月、管理職を1.125月を1.175月、ともに0.05月分の引き上げを行います。

第1条で12月に引き上げた率を、第2条で6月と12月の各支給率を均等にいたしまして、一般職員を0.95月ずつ、管理職を1.15月ずつといたします。

住居手当につきましては、支給対象者がこれまで家賃1万2,000円以上の者が対象でしたが、令和2年4月1日から1万6,000円以上の者が対象となります。また、支給手当として支給する額につきましても、上限をこれまで2万7,000円となっていたところを2万8,000円とする内容となっております。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第12 議案第55号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第12、議案第55号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の建設によりまして、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じたので御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

大和浜地区における定住促進住宅建設に伴い、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに月額の使用料を設定する必要が生じたことにより、改正しようとするものでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

この定住促進住宅というのは、初めには人口減少による村外からの移住者によるための住宅という理解をしていたんですけども、現在は村内にいる方々を定住させるためというような趣旨の住宅になったような感じがしますが、今日、あなた方が提案しているこの大和浜団地、これは3万2,200円という金額、少し高

いんじゃないかなと思う。入居者、親子3人で入居したとしても、光熱費、国保税、いろいろなのが足していくと、約6万円ぐらいの月の支出になると、私は思うんですよ。今までの30年度、大棚に建設をした2万6,000円、そして12年度、大和浜に建設した住宅が2万7,200円、この算出の方法というのがあると思うんですけども、この2万7,000円は、まずこの平成10年に大棚に8号棟というのが出来ていますが、2万6,000円。平成10年度に2万6,000円の住宅料、これは現在までこの値段でずっと来ているんですか、平成10年度に建設した定住促進住宅の住宅料。

○総務課長（政村勇二君）

平成10年のこの大棚の定住促進住宅におきましては、平成23年度に一度改定を行っておりまして、それからは金額は変わってない状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

これは最初はいくらだったんですか。10年度の住宅料はいくらでしたか。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。こちらの私が持っている資料がこれから10年先の、その軽減された家賃の予定表まではございますが、申し訳ございません、その23年度当時の住宅がいくらだったかというところは、資料を持ち合わせていないところでございまして、また後ほど報告できればというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

資料は持ち合わせなくてもいいんですけども、10年度の家賃よりも現在の家賃は下がってるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

金額はわからないところでありますが、現在の家賃のほうが下がっております。

○9番（奥田忠廣君）

下がった理由は何ですか。

○総務課長（政村勇二君）

やはり建築した当時から、その年数によって下がっている、経過年数、その算定基準の中で経過年数と地価、3年にいっぺん、地価の計算をするんですが、そういった計算方法の中で数値が下がってきたものでございます。

○9番（奥田忠廣君）

住宅の新しく出来た定住促進住宅の家賃を決めてる、今までのがこういう家賃が出てくる。最初はいくらだったのにこうなったよという資料ぐらい持つべきなんですよ。村長、これね、2万円代と3万円代じゃ、受ける人が違うんです。これ

は3万2,200円といったら、多いと思うんですよ。今、奄美市あたりでも賃貸住宅の使用料というのはだんだん下がってきてるんです。ですから、この試算をするときに、2万円代のが並んでいるんですよ。ここにみんなで五つありますけども、やはりそこらあたりは3万円というところを超えないように、2万円代で抑えるようなこの住宅使用料というのは決められなかったのか。3万2,200円じゃなくて、2万9,200円と3万というのは違うと思うんですよ、受けが。ですから、この住宅の使用料というのを、やはりここで一番高いのは大和浜ですけども、その次には2万7,200円、やはり大和浜です。この2万7,200円にせえとは言えないけども、やはり2万円代ぐらいで何とか抑えて、バランスがとれて、ああ2万円代かと。3万円を超えない範囲内で何とか調整はできなかったかということをお尋ねしたいんですよ。

○総務課長（政村勇二君）

この定住促進住宅の予算の算定につきましては、先ほど紹介いたしましたが、まずは地価、その集落における地価、これは固定資産税の宅地標準の70%での試算をした数字、そしてまた敷地面積、建物における敷地面積、及びまたその集落における利便性係数というものを考慮して、この3万2,200円となっているところでもございますが、今現在、3万円を超しているところは国直にもございまして、またその数値を変えるとすると、全ての定住促進住宅をまた考慮していかなければいけないのかなというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

私がお尋ねをしたいのは、この金額を、あなたが言うその試算で出すということもありますけれども、村長の配慮によって、これを3万円台じゃなくて、2万9,000円台ぐらいに抑えることはできなかったのかということを知りたいんです。それと、もう一つは、年々償却資産、固定資産ではなく償却資産でできます。償却されていく5年ぐらいの周期で、この償却試算を見直しながら、この住宅の家賃というのもやはり見直していくべきじゃないか。これは村長の配慮でできる範囲とっておりますが、どうですか、村長、ここらあたりはやはり何とかあなたの配慮でみんなのバランスをとるような金額を出すということとはできないのか。そして、5年毎ぐらいで住宅の償却を考えた賃貸の使用料にできないのかという質問をしているんです。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるように、家賃は安いことに超したことはないと思います。しか

しながら、我々も3万円を超えたときには、いろいろちょっと議論をいたしました。やはり3万円を超えると高いんじゃないかなという、我々もちょっと今までの大和村の住宅の家賃からすると、やっぱり定住促進ですので、やっぱり子育てをしている皆さんが入りやすい価格にすべきじゃないかということで思っております。しかしながら、やはり何か基準がないと、私の配慮だけでやっぱり家賃を決めるのはなかなか難しいところがございます、ある一定の算定基準の中で家賃は決めざるを得ないだろうと。ですから、先ほど担当課長が申し上げましたように、平成23年に今まで見直しをしていなかったのを、していこうということで、一回見直しをしました。これは多分、経過年数と減価償却も入っているかも知れませんが、算定基準の中で申し上げれば、あまり経過年数によって、あまりその家賃が下がらない状況もあるようですので、我々としてはどういった形がいいのかというのは、もう一度またちょっと庁内で検討をしなければならないんじゃないかというふうに思っております。確かにこの定住促進を図るためには、私たちもやっぱり外に出ていかないための政策もあると思っておりますので、その点についてはしっかりとした対応ができるようなことをすすめていきたいというふうに考えているところでございます。

固定資産の件につきましては、先ほど申し上げましたように、その経過年数等も含めて減価償却の対象として、どの程度になるのか、その点も含めて、我々もちょっと固定資産税の関係と併せて、そこは検討していかなければならないと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

やはり5年に一度ぐらい見直してほしいんですよ、これ。これは人口減少は、私たち大和村の1丁目1番地なんです。そのためにもなるべく安い住宅使用料というのはどうしても確保せんといかん。3万円という金額というのは、名瀬のユーマンションあたりとあまり変わらないんです。ユーマンションあたりで安いところで3万5,000円ぐらい。そこからすると、これ国直のトンネルの開通、宮古崎トンネルが開通する、何とか近くなる、期待。しかし、名瀬と住宅使用料があまり変わらない、四、五千元ぐらいしか変わらないんだったら、名瀬にいますよ。だから、そのようなことも配慮して、この住宅使用料というのはやはりある程度抑えていくということを申し上げておきます。私は、この3万2,000円というのは首をひねっていますよ、今。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第13 議案第56号 大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第13、議案第56号、大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正をされ、本村の印鑑条例を改正する必要が生じたので御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明を申し上げます。

国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、大和村印鑑条例の一部を改正する必要が生じたため、改正を行おうとするものです。

主な改正内容につきましては、これまで成年被後見人については、印鑑登録の資格を有しない取り扱いでしたが、改正後は法定代理人が同行して行う成年被後見人の印鑑登録申請については、意思能力を有するものとして取り扱うことになります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第14 議案第57号 奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第14、議案第57号、奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更に伴い、同組合理約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更について、内容の御説明を申し上げます。

この規約変更は、関係市町村の負担金について、これまでは3年間分の障害区分判定件数をもとに負担金の算定を行っておりましたが、今回1%ずつの均等割を関係6市町村に足し、さらに3年分の判定件数ではなく、1年間分の判定件数を基礎とした算定方法に変更しようとするもので、地方自治法の規定により構成市町村の議会の議決を経て変更しようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第15 承認第11号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第15、承認第11号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設設置検討委員の報酬を定めるため、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要になりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしております。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、これまでございましたアマミノクロウサギの飼育等に向けての準備検討委員会を格上げし、より具体的に施設設置の方策を検討するため、アマミノクロウサギ研究飼育施設設置委員会を新たに設置したことによる委員の名称変更及び報酬の改定をした次第でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、承認第11号は、承認することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第16 所管事務調査報告について

○議長（勝山浩平君）

日程第16、所管事務調査報告の件を議題といたします。

今回、所管事務調査を行っておりますけれども、2班に分かれて行っております。
水産物の加工と民泊につきまして行いましたので、各班の班長に報告を求めます。

○2番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

それでは、令和元年度所管事務調査報告をいたしたいと思います。

11月5日から8日までの4日間にかけて、7名の議員及び3名の職員10名にて
長崎県佐世保市と松浦市・平戸市、北松浦郡小値賀町の所管事務調査を行いました。

私たち佐世保市研修班は、水産物加工施設や道の駅研修、カキ焼き体験を行い、
小値賀町研修班は民泊事業研修を行いました。

まず、私たちが研修を行った佐世保市は、長崎県の北部に位置し、人口約24.6
万人で、長崎市に次いで2番目に大きな都市であります。現在、佐世保市は、ハウ
ステンボスなどの観光産業に加え、商店街発展や造船などの商工業、農林水産業振
興など、複合型都市開発を掲げている成長著しい都市でもあります。今回の研修で
は、本村の漁業規模に近い水産加工会社や、道の駅の経営状況について研修を行っ
てきました。

まず、漁業の面では、佐世保市はマダイの水揚げ量は国内4位、トラフグの養

殖は国内2位となっております。佐世保市の水産加工施設と、道の駅の特産品の販路・販売方法について研修を行いました。

最初に、佐世保市の港に場所を構える2軒の水産加工会社の研修を行いました。港一帯に横一列に7軒の水産加工会社が軒を連ねていますが、いずれも小規模で、零細的・家族規模的な経営を行っていました。それぞれの会社が水揚げから販売まで連携を取り、切磋琢磨して行っていました。

最初に、富岡水産を研修しましたが、富岡水産での主な収穫物は、アジやサバ、マダイなどで、みりん漬けやあご出汁などの加工品を作っております。一部は店頭で販売していますが、商品のほとんどはネット販売しているとのことでした。

2軒目の研修場所の富澤水産は、7軒の中でも小規模な水産会社ですが、小規模なりの経営を行い、干物などの加工品を販売の目玉にしている、販路開拓や販売方法などの研修に訪れる方も年々増えてきているとのことでした。「各社、小規模ではある。水産会社7社が切磋琢磨することによって、従業員の意識改革にも貢献している」とのことでした。「これからは客層などの市場調査も7社が合同で協力して行い、お客様が気持ちよく買い物をし、研修して帰られる水産加工施設にしていきたい」とのことでした。また、それぞれの水産会社は、地域でひとつの統一ブランド「東浜一風干し」を宣伝することにより、ブランドの一本化を図り、商品の価値を高め、顧客や地域の信頼を確立しているとのことでした。

また、道の駅研修では、佐世保市の道の駅「させぼつくす99」と長崎県松浦市の道の駅「海のふるさと館」の研修を行いました。

道の駅「させぼつくす99」では、「生産者が道の駅に持ってこられた商品は、必ず販売する努力をしている。私たちは商品を確実に販売することによって、生産者はもちろん、顧客との絆も築かれていく」と話されていました。そこには、従業員一人一人の佐世保愛とでも言いましょうか、地元の特産品を売り上げて、生産者と顧客の両方に満足感を与え続けていきたいという強い気持ちを感じました。

一方、松浦市の道の駅「海のふるさと館」では、「松浦市だけの特産物や特産品を販売することばかりでは「井の中のかわず」になるので、近隣の佐世保市や平戸市などの物も並行して販売しています。近隣市町村の良いところと松浦市の良いところをうまくミックスさせて、松浦市独自の『プライベートブランド特産品』を生み出していきたい」と語っていました。

また、平戸市では、地元のカキを使用した「カキ焼き体験」を行いました。平戸市では、民間の会社が平戸市で採れたカキを、観光客や地元に住んでいる方など

にも、自らが焼いて食べる体験型観光・地産地消型観光も行い、観光客や地元住民にもたいへん好評でした。「これからは観光客も地元住民も、自らが体験する参加型・体験型観光を望んでいます」ということでした。

佐世保市と松浦市の道の駅の方向性は多少なりとも異なっていますが、それぞれの市とも独自のプライベートブランドを確立して、独自の特産品開発を生産者と一緒になって生み出していこうとする意気込みを感じました。また、水産会社や道の駅などの場所も効率的に選定され、観光客にも分かりやすく、次も行きたくなるような思いを感じました。

今回の調査を終えて、本村のこれからの漁業振興に水産物加工施設の重要性を感じ、また施設の効果的・効率的な稼働も併せて望みます。道の駅に関しても、本村の農林水産業発展の核となるような施設、また大和まほろば館と連携を図り、相互に発展していける施設になることを望みます。本村としても、佐世保市や松浦市のように、本村独自のブランド化（プライベートブランド）の確固たる確立を期待したいと思います。

以上申し上げ、所管事務調査報告を終わります。

○3番（藏 正君）

皆さん、お疲れ様です。

それでは、所管事務調査報告を行います。

本村においては、スモモ生産日本一を誇っていたが、農家の高齢化と後継者不足で、主たる産業がない状況が長く続いています。このような産業不在の中、世界自然遺産登録を目前とした状況下で、本村に対して、いかに客足を向けさせるのか、いかにして対価を確保するのか、喫緊の課題であります。

そこで、本村と同様に、移動手段に難を抱えながら、民泊業の成功事例で知られる、長崎県五島列島の北端にある小値賀島において、所管事務調査を実施することに決定しました。

11月5日は佐世保市に宿泊し、6日の8時40分佐世保港発「高速船びっぐあーす2号」に乗船し、上五島の有川港を経由して、10時50分に小値賀港に到着しました。

NPO法人小値賀アイランドツーリズム協会の末永さんが、昼食までの間、地の神島神社を案内していただき、対岸にある昨年世界文化遺産に登録された、野崎島の紹介や、島にある旧野首教会や潜伏キリシタンについての説明をいただきました。

昼食は、町が古民家を改修再生した古民家レストラン「藤松」を利用しました。地元自慢の鮮魚の刺身や酒蒸し、揚げ物、地場産の落花生やゴマを利用したデザートなど、一品一品丁寧に提供していただきました。

昼食後、NPO法人おじかアイランドツーリズム協会の前田会長に迎えていただき、小値賀港ターミナルで、民泊事業の成り立ちについて説明を受けました。

小値賀島は、長崎県の東シナ海に浮かぶ五島列島の北端にあり、人口は現在約2,400人で、昔ながらの生活が残り、漁業を町の中核産業とし、農業品目については、肉用牛、水稻を基幹作物として、実エンドウ・メロンなど、施設・露地野菜や、ブロッコリー、落花生などの土地利用型作物が産地化され、規模拡大が図られています。

平成16年に小値賀町は佐世保市との合併を否決し、地域存続の危機感を住民共々に感じる中で、当時Iターンで島に移住し、島の暮らしに大きな価値を見出していた高砂樹史氏から、町に体験交流型の観光振興策として民泊事業が提案され、町長もそれを受け入れ、民泊事業を事業化するため、2005年に「小値賀町アイランドツーリズム推進協議会」、そして2006年には同協議会を母体として「NPO法人おじかアイランドツーリズム協会」が設立され、2007年に認定を受けました。当時の宿泊客は工事関係者が主でありましたが、先進地研修を重ねて、7件での民泊事業がスタートしました。

2年後には、一気に増客する手段として、ツアー会社と連携し、先に200名の予約を取り、後から民泊参加者を募集するという強引な手段もとりながら、最大50件まで増えましたが、高齢化により現在は30件の登録であります。

当初は、修学旅行の生徒を確保するために営業をして回っていましたが、安定化を図るために、旅行代理店「JTB」と専属契約し、年間約2,000人の利用者を確保しています。

さらに、若い女性や富裕層の取り込み対策として、アレックス・カー氏のプロデュースにより、古民家を単に再生するのではなく、宿泊所としての利便性や快適さを確保するために、テーブルや椅子等の内装には現代アートをふんだんに取り入れ、バスやキッチンには使いやすさと高級感を醸し出し、歴史観と快適性をコラボレーションさせたつくりで再生し、宿泊施設6軒及び古民家レストラン1軒として利用され、毎年2万人を超える観光客が訪れています。

古民家の取得については、当時の町長が所有者の方々をお願いして回り、小値賀町に寄附する形で譲り受けています。そこに思い切った改修費用を投入したとこ

ろに、町長の意気込みが伝わってきます。

おじかアイランドツーリズム協会は、小値賀港のターミナル内にあり、古民家再生による宿泊業と民泊業を中心に、修学旅行生の受け入れ、世界文化遺産に登録された野崎島の簡易宿所及び野崎島自然学塾村の運営を行っています。

古民家も自然学塾村も小値賀町の所有であり、町から指定管理者として運営・管理業務を受託し、ターミナルや野崎島及びビジターセンターを管理しています。

民泊に関しては、島旅コンシェルジュとして、小値賀への旅を検討している顧客に島情報をしっかりと伝えて、過大な宣伝などせず、島を十分に理解した人に来てもらうことに重点を置き、島に来る目的や希望する体験の種類などを検討して、相応の民家を紹介しています。

民泊に関係している事業主は全員が会員となり、定期的な会合やおもてなし等の研修会も開催されていて、確定申告も協会の方で行っています。

民家の個性を優先し、決まりごとは「魚を使った料理を最低1品は付けること」のみであり、体験についても各民家で考案し、民家ごとに行っています。

船の時間等も影響しますが、夜に入って翌日に体験コースを体験し、その翌日に帰省するという2泊3日コースが主であります。

送迎も民家が行いますが、間に合わない場合は協会が応援しています。コンビニもないので、飲み物等は宿泊者が宿入りの前に購入していきます。

民家の改修支援については、農水省が支援しており、補助率については内容等で異なりますが、国2分の1、町4分の1、民家4分の1で、上限200万円が主なものであります。

小値賀島は、民泊や古民家利用の事業の取り組みをきっかけに観光客が増加し、地域内において新たに飲食店や宿泊所を始める若者が出てきたり、カフェやパン屋など、商店が復活するといった状況が生まれています。さらに、就農希望の移住者も多く、移住相談窓口が設置され、住宅の確保が課題となっています。ちなみに、小値賀町ではサービス業従事者が50%を占めている状況です。

前田会長からの聞き取り調査が終了して、16時30分に宿泊先「民泊民家きよすみ」の山田さん夫婦が迎えに来てくれました。

晩の交流会用に焼酎等を購入して、到着した後、ヨシ子さんが民泊の流れを説明し、夕食までの間に時間があるからと、これまでの数々の体験談を話してくれました。

最初は、仕事としてお金をとるということに対する抵抗感が強く、民泊事業に

参加していませんでしたが、強引な協会からの説得により仕方なく始めてみたら、感動の連続でやめられなくなったと話しました。

有名な演歌歌手が「きよすみ」に宿泊した時に、ヨシ子さんと母親と息子のよう
に接することができ、飾りのないありのままの自分に戻れた話や、母子家庭の高校生が実の母とは話せない話がヨシ子さんとなら話せた話など、どれも感動する話でした。

2005年から2016年まで、小値賀島に1ターナー者として滞在した前述の高砂樹史氏は、よそ者扱いされながら、7件の協力者の下に修学旅行生を受け入れて、一緒に畑を耕したり、目の前の海で釣った魚をさばいて食べるといった経験に、高校生達が目を見せ、その様子を見た島の人たちの気持ちが動いたと高砂氏への感謝の気持ちを力説していました。

食事の前に、小鰯のすり身でツキアゲを作る体験プログラムに、勝山議長がこき使われながら、私も少し手伝って美味しいツキアゲができました。簡単なプログラムではありますが、ヨシ子お母さんとの距離がどんどん縮まるのが分かりました。

新鮮な刺身を中央に、地元の食材を使ったヨシ子お母さん自慢の料理がテーブルいっぱいになり、清澄父さんも一緒になり、酒を交わしながらの交流会になりました。

その際も、ヨシ子お母さんはこれまでに受け入れた子どもたちの話や、その子どもたちが、別れのターミナルでは必ず涙して再会を約束するなど、毎回感動しているのが伝わってきました。リピーターとして友人を連れてくる友だちもできたとかの話も聞きながら、「きよすみ」に到着以来、ずっと気を使わずに済んでいることに気付きました。

翌朝は、早朝から食事を準備してもらい、小値賀港ターミナルへ送ってもらいました。最後の見送りまでが「きよすみ」のスタイルだということで、7時25分発の高速船シークイーンが出港する間も手を振って見送ってくれました。

おじかアイランドツーリズムが唱える「暮らすように旅をする」「小値賀には何もありません。観光するところもリゾート施設もコンビニもありません。あるのは自然と共存し、自給自足や物々交換が今も息づく日常。助け合い、朗らかに生きる島人の姿。私たちは島旅を通して島の魅力を伝えとともに、島の文化・自然・景観などを守り、未来に繋いでいきたいと願い活動しています」、このコンセプトは島に行った人にしかわからないものであり、言葉では表しづらいけど、もう一度訪ねたくなるような心に残るもの、人の魅力が小値賀の魅力のように思えました。

野崎島の世界遺産登録で一時は観光客が増えましたが、最近は落ち着いてきたと感じています。本来の小値賀の魅力を伝えるために、宣伝・広報は欠かせないことであるということでした。

地方誌や全国誌の雑誌等のメディアが取材に来てくれますが、これを待つばかりではなく、地元からの発信として300万円をかけてホームページを作り込みを行い、現在も小値賀島のデザイナーがデザインを続けています。Wi-Fiやキャッシュレスの導入も今後の課題だと述べていました。

調査の結果、小値賀町が成功事例に至ったポイントは、市町村合併を否決して小値賀町の存続の危機を町と住民が共有したこと。

民泊においては、いわゆるよそ者の高砂樹史氏の提言を、最初は少数でも後には住民が理解しみんなで取り組んだこと。

また、アレックス・カー氏の外からの視点に対し、町長が思い切り資金を投入し、古民家を利用した古民家ステイ及び古民家レストランの事業を展開したこと。

旅行代理店JTBや地元のデザイナーと連携をしていること。

最後の決め手は、料理と人とおもてなしの心ですが、これは本村にもあると思いました。

以上です。

○議長（勝山浩平君）

これで、所管事務調査報告を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後3時40分

第 4 回 大 和 村 議 会 定 例 会

第 2 日

令和元年 1 2 月 1 3 日（金）

大 和 村 議 会

令和元年第4回大和村議会定例会会議録

令和元年12月13日（金）

午前10時15分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君

6番 民文忠君

2番 重信安男君

7番 池田幸一君

3番 藏正君

8番 宮田到君

5番 勝山浩平君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君

教育長 晨原弘久君

副村長 泉有智君

教委事務局長 福山茂君

総務課長 政村勇二君

企画観光課長 森永学君

建設課長 前田逸人君

産業振興課長
兼農委事務局長 郁島武正君

教委指導主事 小原和博君

会計管理者
兼会計課長 大石松美君

保健福祉課長
兼大和診事務長 早川理恵君

住民税務課長 三宅正剛君

大和の園園長 勝健一郎君

開議 午前１０時１５分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（勝山浩平君）

日程第１、ただいまより一般質問を行います。

午前中２名、午後４名を予定をしております。

通告順に従いまして、順次発言を許可いたします。

９番、奥田忠廣君。

○９番（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

通告をしてあります要旨に沿って質問をいたします。

はじめに、令和２年夏に登録確実が期待をされております奄美群島沖縄県北部及び西表島の世界自然遺産登録の本村の取り組みについて質問をいたします。

11月23日土曜日に、防災センターにおいて世界自然遺産推進シンポジウム「持続可能な観光」として県大島支庁主催でシンポジウムが行われました。その中で、公開討論対談者の屋久島環境文化財団理事長 小野寺浩氏の発言の中に「奄美は目で見える遺産がない」との指摘がございました。考えてみますと、指摘のとおり、屋久島は観光客の多くが何千年も生き抜いた縄文杉など、多くの屋久杉のある場所に行くことによって、目で見ることができる遺産がございます。

奄美群島の場合は、希少な動物など、移動するものが自然遺産の多くであります。自然遺産といたしまして言ってみれば、地味であり玄人好みの遺産といえます。観光業者がナイトツアーなどでクロウサギを見るため、林道などを探索しておりますが、運が良ければクロウサギなどに会うことができ見ることもできる。運が悪ければ、出会うことも見ることもできないというような状況であります。確実に希少動物を見ることのできるの、本村が計画をしておりますクロウサギ飼育計画であります。９月議会でも質問をいたしましたが、基本的構想策定調査事業委託進捗状況はどのようになっているのか。展示施設は何年度を目標にしているのか。こ

の計画こそが世界自然遺産登録の持続可能な観光につながると思うが、村長の答弁を求めます。

次に、森林浴セラピーについて質問をいたします。平成27年10月6日から8日までの2泊3日で、宮崎県日之影町において、森林浴観光について所管事務調査を行い、調査結果については事務局を通じて村当局にも報告済みであります。

森林セラピーについては、調査結果を踏まえた質問を平成28年3月議会においていたしました。日之影町の取り組みについては、昔の木材搬出トロッコ列車路線跡道路をセラピー道路として活用していること。森林浴の取り組みで観光客を呼び込んでいること。森林環境を活用した地域活性化対策をしていること。林野庁の認定を受けていることなどがあります。

このような取り組みは、本村福元地区にはすぐにでもセラピーロードとして利用できる場所があること。世界自然遺産登録を視野に、観光面でも良いスポットになり得ることなどについて質問をいたしました。答弁については、可能であると答弁だったと記憶しておりますが、自然遺産登録が迫っている中、どのように進んでいるのか、計画にないのなら早急に調査研究に取りかかるべきではないか、答弁を求めます。

次に、会計年度任用職員募集について質問をいたします。令和2年4月から、地方公務員制度が変わり、非正規労働者の待遇改善を含む政府の働き方改革が始まります。非正規職員にも期末手当などを支給することとなります。非正職員就業時間は週37時間30分で、1日7時間30分となっているが、公務員には労働契約法が適用されず、民間企業のように5年間働いても無期雇用には転換されないのが、採用試験の合格を経て正職員になる以外、方法はないようであります。

雇用制度も1年単位の雇用体系となっているようだが、終業後、非正規職員の終業後の時間に他の職なる、他の仕事なる、アルバイトなど、自由にできることになっているのか、このことについて答弁を求めます。

次に、肥料助成増額について質問をいたします。9月議会において、肥料助成増額について質問をいたしましたが、令和2年度での前向き検討の答弁と受け止めております。今年のスモモ生産量は、昨年の台風などの影響などもありましたが、共販制度始まって以来の不作でありました。本村スモモ生産量は、さまざまな要因の中で年々右肩下がりの状態が続いていると考えます。本村は果樹立村、大和村として発信をしておりますが、若年層の農業離れ、生産者の高齢化、遊休園地の増加など、越えなくてはならない課題が多くあります。その中の一つが肥料価格も要因

の一つであります。現在、肥料補助券が500円、栽培面積に応じ最大40袋まで助成が受けられます。それでも、小規模生産者など、基準どおりに設肥ができない生産者なども多くございます。

現在の肥料税込価格、226で3,267円、奄美果樹配合2,684円であります。500円補助券での購入価格は、226で2,767円、奄美果樹配合で2,184円となります。せめて肥料が2,000円ほどで購入できるように、来年度予算編成の中で補助券増額はできないのか、答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁後に自席より再質問を行います。よろしく願いをいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの奥田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、奄美群島沖縄県北部西表島の世界自然遺産登録の本村の取り組みについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目のクロウサギ飼育計画に伴う基本構想策定調査委託の進捗状況と展示施設の年度目標でございますが、先月、11月23日に大和村防災センターにおきまして開催をされました奄美世界自然遺産推進シンポジウムで実施された屋久島環境文化財団理事長と、環境省自然環境局長の対談におきまして、世界自然遺産登録に向けた課題として増加が見込まれる観光客の利用の管理、外来種対策、希少種の密猟対策の3点が上げられたところであります。観光客の利用管理につきましては、過剰利用が発生しないよう、1カ所に集中しないようにコントロールすることが重要という指摘もありました。その話の中で、大和村がクロウサギ施設を検討していることを理事長が紹介をいたしました。環境省における局長の、飼育について触れなかったことが改めてクロウサギ飼育研究施設のハードルの高さを象徴する印象を受けたところであります。

御質問の基本構想策定の進捗状況でございますが、10月末に第1回目の検討委員会を実施したところでもあります。現在出された意見を取りまとめ、大和村としてどのような施設を目指していくのが改めて整理をしている段階でございます。また、施設運用につきましては、現在、最速で令和4年度を目標としてございますが、施設での取組内容や、それによる協議次第によっては、変動する可能性もあると思われま。

次に、2番目の森林浴セラピーについての御質問でございますが、奄美フォレス

トポリスでは平成30年度より再整備事業に着手をしており、水道施設やトイレ、簡易ログハウス等を中心に整備を進めているところでございます。今後も整備を進めながら、自然に対する意識の深い観光客の来訪に対応できる受入拠点としてのあり方を庁内で検討し、再整備を継続して進めていく予定にしております。

議員の質問にございましたように、以前、森林浴セラピーの御質問もありましたが、我々も奄美フォレストポリスでどういう形でできるのかということを検討したところでもございます。

森林セラピーについてでございますが、セラピー基地やセラピーロードに認定されるためには、常設的な保健医療機関等の整備や、資格を得た森林セラピーガイドの配置が必須となっております。クリアしなければならない高いハードルがございます。このため、実行できるものからやっていくことが重要でありますので、まずはフォレストポリス再整備事業を優先して実施をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の会計年度任用職員募集についての御質問にお答えをいたします。会計年度任用職員制度は、地方公務員法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から施行されるもので、その基本的な運用につきましては、前回の9月議会にて上程をし、議決をいただいたところでございます。今回の臨時職員就業時間後におけるアルバイトなど、自由にできるのかにつきましては、現在の臨時職員は地方公務員法第38条における営利企業等の従事制限及び村の規則であります営利企業等の従事制限に係る規則によって制限がかけられております。新年度4月施行開始の会計年度任用職員制度運用に関しましては、村といたしまして週37時間30分、1日7時間30分就業後を基本といたしますが、一部就業時間を短縮する業務もある中、その全てをパートタイム会計年度任用職員とするため、そのパートタイムの会計年度任用職員には、営利企業への従事等の制限が対象外となります。そのため、アルバイトなどは自由にできることとなりますが、職員として守らなければならない服務規程の中に信用失墜行為の禁止などがあるため、そのアルバイト等の業種の把握には努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の肥料助成増額について、9月議会質問で肥料助成増額についての前向き検討の答弁があったと受け止めているが、令和2年度の予算編成で対応できるのかとの御質問でございますが、肥料助成につきましては、平成30年度まで1農家10袋を限度に、1袋当たり500円の助成を行ってございましたが、令和元年度から栽培面積に応じた形の助成に改め、最高で40袋まで助成を受けられるようになりま

した。そのため、平成30年度におきましては、肥料の助成申請が1,592袋でありましたが、令和元年度におきましては2,867袋の申請が出ておりまして、約2倍の増加となっております。現在、新年度予算の編成中でもあります、詳細につきましては未定でございますので、村といたしましては農業振興を図るため、農家の生産意欲と所得の向上、生産量の増加などを目的に、多くの助成制度を設けております。

しかし、高齢化、気象条件等の影響か、なかなか思うような実績がついてきていない現状にあります。苗木助成農家の園地の確認及び農家台帳の再整備を行いながら実態を把握することで、農家にとって今何が必要か、何に困っているのかを明確にし、行政としてどのような支援、どのような施策が必要なのかを明確にしていかなければならないというふうに考えております。肥料助成の増額につきましては、財政状況等も勘案し、検討していきたいと考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

このクロウサギの飼育計画、私はこれが実現したら素晴らしい観光スポットになるし、まず第一に世界的に大和村というこの村がクロウサギという奄美の希少な、そして国の重要天然物であります、それが見えるということになると、世界に発信することができると思うんです。私は、これを発想したときに、ああこれは素晴らしいものだと思っておりますし、これこそが私たちのこの大和という村を、内外はもちろん、外国にまで宣伝することができる施設だと思っております。この事業は、事業委託先というのがあると思うんですが、この委託先というのはどこですか。どこに委託しているんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

鹿児島県環境技術協会というところに委託をしております。

○9番（奥田忠廣君）

私たちは、10日の日に費用弁償に対する一部を改正する条例、アマミノクロウサギ研究飼育施設検討委員会、賃金を5,000円から1万円ということで増額をしました。この検討委員会の委員というのは何人いらっしゃって、どういう方々がいらっしゃるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

委員につきましては10名、そのときの検討委員会でございますが、それ以外に関

係機関から5名、事務局3名が出席しております。委員のほうは、動物病院関係者だったり、環境省から委託を受けてクロウサギを研究している方だったり、あとは動物園の方だったり、あとは当局、私ども村のほうですね。そういう方々が入っております。

○9番（奥田忠廣君）

この委員が集まって会合をしますね、委員会。その委員会の中身、これはクロウサギを飼育するための、どうしたらクロウサギというのが飼育できるのか。そしてほかの希少種、いろいろありますよ、奄美には。鳥もいますし、爬虫類もいますし、これはここに賃金を決めて、奄美にいる委員じゃなくて、鹿児島県、環境省、いろんなところから委員が集まってくると思うんですけども、最初にどのような委員会を立ち上げようと思ってるんですか。これは飼育をするための手続をまず始めるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

この前の委員会のほうでは、事業の背景及び事業計画報告をまず一つの題でいたしました。あと、その次に施設整備の方向性及び施設イメージの確認を行ったところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

村長、私はこの委員会、非常に重要だと思うし、絶対つくらなくちゃいけないと思ってるんですよ。以前、大和校でもクロウサギは飼育されておりました。これは事業をやるため、クロウサギだけという偏った、クロウサギだけですよということじゃなくて、奄美にいる、今自然遺産になろうとしている希少な動物、ハリネズミ、イシカワガエル、たくさんいますけども、そういうものも含めた飼育施設ということを考えていただきたいと思うんですが、どうですか、村長。

○副村長（泉 有智君）

今のお話につきましては、9月議会でも答弁しましたけれども、そのようなことのお話もあることは十分承知しております。しかし、今、私どもが考えていますのは、アマミノクロウサギがその中でも一番難しいといいますが、手続上、困難かなということも考えていますが、そのようなほかの天然記念物あたりまで手を広げますと、仮に飼育ができるとしたとき、その施設自体がどんどん膨らんでいきますし、あと、そのランニングコスト、そこらも考えますと、どのくらいの費用になるのかもわかりませんし、また手続上、どのくらいの期間がかかるのかもわかりませんので、そのようなことから、そしてまたあるいはアマミノクロウサギに行

き着く前に、このくらいのもので我慢したということとかになったりとか、いろんなことも考えられますので、まずはクロウサギに一点集中といたしますか、そこらでまずは目指して、突破口をつくったりというふうを考えているところであります。

○議長（勝山浩平君）

ちょっと休憩して、事務局のほうで。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

では、再開します。

○9番（奥田忠廣君）

今、副村長はそういうことを言いますけども、ちょっと前向きにやらないと、ただこれだけということで、縮小しようと思ったら、大和村は観光の目玉にならない。今、新聞等でもいろいろありますけれども、ナイトツアーでクロウサギを見に行く。見れるときも、今、大分見れるようになっているんですよ。もうマングースの駆除が進んで増えてきている。ナイトツアーでしっかりしていく方々は、やはり注意をしても、個人で見に行く、この林間というのはクロウサギが車にひかれる。ネズミがひかれる。こういうことをなくすためにも、しっかり見えますよというところがあれば、そういう夜、林道を走ったり、山奥に行く必要はないんですよ。そこらあたりも一つの理由にさせていただきたいと思うんです、この施設を造る理由に。私のところにこれは山に行って、林間とか車ではねる必要はない。うちでちゃんと見えますよ、こういうものですよというのも一つのこの施設を造る、環境省や文化庁に申し上げる一つの理由になると思うんですよ。ですから、一つでも多くの希少動物が見える施設、こういうのを目指してさせていただきたいと思うんですがね村長、いかがですか。

○副村長（泉 有智君）

私が申し上げましたのは、その整備の順序でございます。まず、そのクロウサギを最終目標としていますけども、それをやっぱり勝ち取った後に順々増やしていくことはいいかもしれないんですけども、最初でこう大きくしますと、その問題が国にとしてもこのものを適正にどれだけ飼育なりができるかという、そこらを見極めないと許可できないということがありますので、そこらのもので最終的にはそこ

らも、議員がおっしゃるようなところを目指したい。そして、今おっしゃったように、ここに来れば山奥に入ってクロウサギなどのローピング対策にもなりますという話は我々も説明をしているところであります。整備順序を申し上げたところです。

○9番（奥田忠廣君）

私が申し上げているのは、その理由付けをいろいろ考えていかないと、一番難しいのはこれは文化庁ですよ。大和校でクロウサギを飼育していたときも、あれは文化庁、飼育できるようになった経緯は私たちは知りませんけども、私たちの子どもたちがウサギの餌を持っていく日だと。ここにいる大和校の卒業生は全部そうだったと思うんですけども、餌を持っていく当番があった。そういう経緯はどうかわかりませんけども、もう大和村に来れば希少動物は見れる。山に行って車にはねるとか、そういうことをしなくても済むような施設を造りますよというような理由付けをして、これは令和4年といいますけども、令和4年には確実にそのようなものが出来るようにやっていただきたい。私は、これは同じことを何度も何度も質問しておりますけれども、やはりそのセンターだけじゃなくて、その施設だけじゃなくて、やはりいろんなものを含めて、TAMASUもありますし、八月踊りだとかいう、そういうものができるような広場的なものも考えて、お客さんが来る、観光客が来る、動物も見れる、大和村の独特の踊りとか、いろんなものも見れる、そのような施設を含めて、頭の中にそういうのを片隅におきながら、この施設に取り組んでいただきたいと思います。いかがですか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるように、我々も大和村に来ていただくためには、そこにしかないもの、そこでしか見れないものというのは、我々も必要だということで、今回このような取り組みをしているところでもございます。まず、できるものから仕掛けながら、我々もそのハードルの高い手続きをまずはクリアしながら、次の展開に進めていくことは大事なことだというふうに考えておりますので、そのような形でいろんな取り組みができる施設に我々もまた総合的なものもまた検討していければというふうに考えているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

私たちこの大和村には、まだ観光商品として観光客に提供できる商品はあるんですけども、まだそれがしっかりと出来上がっていない。まだ発展途上にあると思うんですよね。そこらあたりも含めて、次に私が質問をします森林セラピーもそ

れなんですよ。福元は、これは林野庁の認定を受けることになっている、森林セラピーについては。しかし、私は所管事務調査の報告をしておりますけれども、日之影町という宮崎県のこの町と、大和村とよく似ている地形なんです。山が多くて、耕地面積が少なくて。そしたら、この森林セラピーで森林浴をしようという方がたくさん来る。このセラピーというのは、どういうものかという、癒やしですよ。森林を見て癒やす、歩いて癒やす。福元の場合は、田畑佐文仁がつくった祠とか、そして山の神とか、そして今散策道として、マテリアのところの上のほうから回ってくる道路とか、すぐにでもできるような商品があると、私は思ってるんですよ。許可を受ける前に、こういうロードがありますよということで、あのボードの整備というのはできないんですか。公園の中からこう歩いて、ぐるっと回る。これはもうそれをやりながら、このセラピーの森林浴の林野庁などの申請をしていく。ハードルはそんなに、村長はハードルが高いと言いますが、そんなハードルの高いものじゃないと思うんですよ。やり始めて、やって、それを転換していくというような方法のほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

先ほど、村長のほうの答弁でもありましたように、医療施設の常設整備、また資格を得た森林セラピストの配置なども必須となっておりますので、ハードルが高いものとなっております。

○9番（奥田忠廣君）

私は、今、森林セラピーのものをと言ってるんじゃないんですよ。それに向かうための基礎となるもの、まずロードというのを整備したらどうですか、それになるまでに。良いところがありますよ、公園の中から入っていく山の神、あそこの田畑佐文仁が掘った祠、そしてマテリアの滝の近くから上っていくあのロード、これをまずこのセラピーを目指して整備までしたらどうですかと申し上げているんですよ。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課のほうでは、フォレストポリス再整備ということで、セラピー道路とは別に考えて、施設が老朽化しておりますので、年次的に計画的にそういった木を使った施設が多いので、その点を撤去、新しく造り直す、そういった再整備を今順次行っているところでございます。その中には、現在のところ予定はございませんが、マテリアの滝から周回するコース、そこも木の階段ですので、そのへんの整備も入ってくるかと思います。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

計画というのは、どういう計画、その歩道を造るというんですか。ずっと歩道を造っていくということですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

現在、フォレストポリスの再整備事業というのを年次的に行っていこうということでやっているところですが、施設も老朽化しておりますので、その施設のひどいところから順番に新しく、使えないものは撤去して新しく施設を整備していくということでございます。その中にいろんなコースがありますので、そのへんの整備が必要でありましたら、そのへんも含めて計画に入れていきたいと思っているところでございます。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

マテリアの滝に行くところの、あの山に行く、あの木材で階段を造っているけども、あの階段はまだ大丈夫なんですか。歩けるんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

あの階段は、林務の事業で行ったものですが、まだ耐久性は大丈夫だと思うんですが、現在、利用する方がいなくて、そこの階段までは整備が届いてない状況でございます。機能的にはまだ歩けるものだと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

これは日之影町は、平成18年に認定を受けているんですよ。600団体を超える利用者があると、そのセラピー。私、奄美の場合は、あそこは陸続きですから、人口の多いところは。奄美の場合は、渡ってくると。私は、必ず来ると言うんですよ。通り過ぎていくようなものじゃなくて、やはり民泊でもやれるような商品というもの提供。というのは、大和村はこの森林セラピーを目指した整備、まず今、産業課長が答弁したように、少しずつでもいいから整備をして、歩けるようなこういうロードがあるよと。森林セラピーとは言わなくてもいい、こういう散策道がありますよと。散策道の中には田畑佐文仁がつくった山の神もあるし、歴史的なものが福元にありますという宣伝をまず早くやるべきじゃないか。享保8年に造っているんです、あれは。江戸幕府8代将軍吉宗の時代ですよ、造ってるのは。ですから、そういうものを目指していただきたい。その先には森林セラピーがあるということを目指して整備をしていていただきたいということを申し上げておきます。答弁、村長。

○村長（伊集院 幼君）

今、担当課長のほうから再整備の話がございました。議員のおっしゃるように、福元のあそこのやっぱり立地というところは、物語があるというのは我々も考えておまして、ただ老朽化したから整備をするんじゃないくて、やはりこれから奄美に来た人たちが、大和村に来た人たちがどう森林浴を楽しんでもらうかということで、ルートづくりをしっかり位置づけを作っていこうということで、今回、再整備を進める予定にしています。そういう中では、やはりマテリアの滝の滝の高さは大した滝じゃございませんけれども、全国紙のパワースポットとして取り上げられたマテリアの滝というのが出ておりますので、そこはもうちょっと見せ方をどうするかということを、今職員にもいろいろと議論をさせながら、我々が見せ方をどうするかということで、再整備をそれに結びつけてやっていこうということでございます。先ほど、その森林セラピーの話はちょっとハードルが高い話もしました。確かに、我々としてはもうハードルが高いからやらないんじゃないくて、どういう形でまず見せていくかという、議員のおっしゃるような意見を我々もしっかり受け止めながら、大和村のやっぱりその自然の素晴らしさを我々も発信をしていきたいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

パワースポットと言いますけども、そうだと思う。あそこを通ったときに、女の人が石の上で何かこう、変な格好と言えはいいかわかりませんが、この子はここに飛び込もうと思ってるのかなと思ったんだけど、違うんだらうね。何か自分のところに引き寄せているのかなと、何か自殺するんじゃないかな、飛び込もうと思ってるのかなと思うような格好でいたのを、今、村長がそういうものだから思い出しました。どうかね、福元というのは私たちの大和村の宝です、自然が残っている。あそこが自然遺産の後に、私たちの観光スポットとして絶対に利用しなければいけない場所だと思っておりますので、そこらあたりはずっとそういうことを思いながら整備も進めていっていただきたい。

もう一つ聞きますけども、あそこはソメイヨシノが咲くんです。このソメイヨシノというのは、奄美で植えたらいけない桜になっていますか、どうなっているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

正確にはわかりませんが、外来種がすべて駄目というわけではなくて、外来種の中でも特に繁殖力を強くて、在来植物の生育を妨げる、そういったものが特定外来種ですので、ソメイヨシノにつきましては植えてはいけないという事は、ないかと

と思いますが、場所によっては遠慮したほうがいいというような感じであります。

○9番（奥田忠廣君）

次に、非正規労働者の対応改善、働き方改革について質問をいたしますが、これは非正規職員は雇用体系が1年単位になりますね。そうですね。雇用体系は1年単位になりますか。

○総務課長（政村勇二君）

一応こちらで把握している正職員の雇用体系といたしましては、週38時間45分と把握しております。

○9番（奥田忠廣君）

私が聞いているのはそうじゃなくて、非正規職員の契約は1年単位で契約をするんですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在の臨時職員は半年ごとになっておりますが、4月から始まる会計年度任用職員制度におきましては1年ごとの採用となります。

○9番（奥田忠廣君）

1年単位の有期雇用というのは、非常に懸念材料の一つでもなるんですよね。非正規職員の雇用体系はこれを見ますと、いろんな職種で賃金がずっと違ってきますね。私が一つあれっと思ってこれを見たのは、介護士、有資格者、無資格者、そういうのがあるんですけど、介護、これは特別養護老人ホームだと思うんですけども、この介護士の無資格者というのはどういう仕事をやるんですか。介護士というのは、初級の資格とかいろんなのがあって、今、資格を取るのでも初級で5、6万円、金がかかる。この無資格という人たちは、身体とかいろんな介護はできないはずなんですよ。そのためにこの資格ができていると思うんだけど、この無資格者というのはどのような介護職員となるんですか。どのようなことをやるんですか。有資格者は身体介護できますけど、資格のない人はできないんじゃないんですか、これ。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの奥田議員の御質問にお答えいたします。

介護職務は資格が有る無しに関わらず、介護業務に就くことはできます。今おっしゃっている有資格者の資格要件は、介護福祉士という国家資格であります。それを持っているか持っていないかでの違いがありまして、介護福祉士を持っていないと、介護業務に携われないということではありません。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

特老とかああいうところは構わない、訪問介護のときは介護資格者がいるということですか。ああいう施設の中はいらないということですか。誰か1人がいればいいと。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

私どものような施設介護では、働く要件にはなっておりませんが、在宅のほうにヘルパーで行く居宅介護の方については、初任者研修であったり、昔、ヘルパー2級免許と言っておりましたが、そういった資格が必要となることとなっております。施設介護については、その資格を持ってないと働けないということではございません。

○9番（奥田忠廣君）

この特老で働いている方々は臨時職員ですよ、ほとんどが。そういう方々でもこの介護士の資格を取ろうという方々はいらっしゃいませんか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

現在、介護職員18名のうちに8名の職員が介護福祉士の資格を持っております。今現在、資格を持っていない職員も介護福祉士の資格取得を目指している職員もおります。資格を取るためにはいろんな部分で、旅費であったりとか、講習を受講する費用等が発生するわけでございますけれども、資格を取得した場合には私ども事業所でその要した費用については補助をするという形で進めております。

○9番（奥田忠廣君）

資格を取ろうとすれば、やっぱり5、6万円かかるんだよね、これ。ですから、取ろうという人がおれば、休んで取るか、土日でその講習をやっているのかわかりませんが、やはりそういうことであれば、少しでも助成できるように、やはり特老にその介護をやっている方々は、やはり資格を持っている人のほうが多ければ多いだけいいんじゃないかなと思うんですけども、これは非正職員でもそのようなやはり対策をとっていただきたい。

それと、先ほど私が聞きましたけども、村長から答弁もありましたが、非正規職員はほかの職業、空いた時間、週37時間30分、これ以外、30分早く、4時45分、何時に帰るんですか、この非正規の職員は。

○総務課長（政村勇二君）

基本的には8時半から17時、7時間30分の1日7時間30分の時間となります。その就業業務によって早出、学校等におれる8時15分とかから開始される場所におき

ましても、15分早く16時45分、夕方の4時45分、7時間30分での就業時間となります。

○9番（奥田忠廣君）

この非正規職員が就けないアルバイトとか仕事はどういう仕事ですか。やったらいけないの、やっていいの、やってはいけないのがあるみたいな答弁だったんですけど、どういうのがやったらいけないんですか。

○総務課長（政村勇二君）

やってはいけない職種といたしましては、一つ固定的に言えるわけではないんですけれども、このパートタイム、会計年度任用職員制度におきましても、職員の服務規程が当てはめられることが明記されております。といいますのも、その服務規程の中には、信用失墜行為の禁止、要は職員して信用されている立場の者が、その信用をなくすようなことはしては駄目ですよというものの、それとまた守秘義務等、服務規程がある中で例えば例をとって言えば、その会計年度任用職員の職員がセールの副業をした場合に、それは通常は会計年度任用職員として見られている人が各家を訪問してセールスをすることによって、職員だから信用したのにとかとなり得る職業というのは好ましくないというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

だったら、信用をなくすような職業ってどんな職業なんですか、服務規程の中で。全然ぼやけて、誰が判断するの、それ。信用をなくすような職業なんて職業はないと思うんですよ、職業に。

○総務課長（政村勇二君）

その職員が、会計年度任用職員であることがわかっている中で、訪問で例えば物を売ったりする副業、アルバイト、それをセールスと思っていただいて、それが職員で信用があるのに、そういった物を売ったりする行為のアルバイトというのは好ましくないのかなというところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

難しい。こういうところで言うべきじゃないだろう。

次に移ります。1年間の雇用というのは、非常に非正規の職員に対しても不安定だから、そこらあたりはしっかりと、あなた方がフォローしてやらないと、1年雇用して、もうあなたはいつでも辞めさせることもできるんだよというような態度じゃ駄目だと思うんですよ。

村長、この肥料の助成増額についてですが、予算編成の中で来年度に向けていろ

いろ考えてみたいと、検討してみたいということですが、これは今500円で
すか、500円で買っても、226、2,760円なんです、500円出して。40袋買う人がいた
のかいかわかりませんよ。この金額、この肥料の値段じゃ、非常に皆さん肥料
が高いからねという話をよく聞くんですよ。あそこは4袋ぐらい蒔かんといかんの
だけでも、高いからねと、2袋ぐらいにしときましようと、2袋ぐらいしたよとい
う人たちも多いんです。私は、大和村は非常にいろんな農業に対しても漁業に対し
ても、海に対しても山に対しても助成金をやって、本当に隣接町村からうらやまし
がられているほど助成はしておりますけども、これはもう一声でと思うんです。こ
れが2,000円台になったときの大体予算というのはどのくらい増額になりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、今年から1人頭最高、栽培面積に応じた形とい
うことで40袋まで購入できるようになりましたので、申請件数で3,000袋近いもの
が出ております。それを助成額を上げると、さらに増えると思われますので、全体
でまだ本年度の実績が出ておりませんので、250から300万円の増額にはなるかと思
います。

○9番（奥田忠廣君）

今の金額に250万円から300万円増額になるということですか。

○議長（勝山浩平君）

あと2分ほどです。

○産業振興課長（郁島武正君）

今の金額も含めて、今がだいたい70万円ぐらいですので、それも含めて、それよ
りは250万円ぐらい増えるだろうと見込んでおります。

○議長（勝山浩平君）

奥田議員、申し訳ありません。4分ほどですね、休憩がありましたので。

○9番（奥田忠廣君）

これね、果樹ということに限定してほしいんですよ。40袋で、もう本当40袋、2
万円ですけど、5,000円で40袋で。これが1,000円になったら1人4万円です。もし
かしたら、1,000円になったら、この肥料の量は増えると思う、買う量が。もう少
し大きくなるだろうなと思いますけども、倍にして、今で70万円。3,000袋とし
て300万円。村長、これは思い切りませんか。

○村長（伊集院 幼君）

助成を上げることに超したことはないとは思っております。そういう中で我々

も、議員が先ほどお話があるように、やっぱりいろんな助成を今大和村は進めておりまして、その成果がどこに現われているということをしつかり我々も検証しながら、そしてまた先ほど我々が言いました、その農家の意欲を引き立てるためには、どのような施策がいいのかということをもう一度我々も検証する中で、やっぱり肥料の助成、苗木の助成ということを、基本的な方向性を決めていかないと、これも助成、あれも助成ということで、今までやってきました。我々もそれが生産量に結びついていくのかということ、我々もあまり農業のことはわからなく、我々も助成をやったらこうして生産なんかは増えるだろうという安易な考えもございましたけれども、やはりこの気象条件等がいろいろ変わっていく中で、農家の皆さんも大分苦労しているということは我々もやっぱりこれは感じておりますので、そういう中でどの形の助成を従前的にやっていったほうが、農家がこうして一番助かるのか、そしてまた次の来年に向けた生産量がどういう形で増えていくのかということも、我々ももう一度再調査をして、我々としては来年度にどういう形の助成が一番好ましいのかということを考えていかなければならないということでございます。

○9番（奥田忠廣君）

助成について、500円を1,000円にして倍ということのを頭の中に私は入れておりましたけれども、やはり年次的にそこらへんにまで持っていくために、年々200円とか700円になったとか、900円になったとかいうことででも検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。それが最後の答弁で終わります。

○産業振興課長（郁島武正君）

肥料の助成の増額は農家さんにとっては非常に助かるというのは、もう確実でございます。しかし、村長の答弁にもございましたが、今年度から栽培面積に応じた形にしたばかりでございますので、このへんの結果を見て今後の助成のあり方について検討してまいりたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

果樹の村として発信をしておりますので、やはり果樹農家が安心して果樹の生産ができるように皆様方の御協力をお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

続いて、2番、重信安男君に発言を許可いたします。

○2番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。

今日は、傍聴に来てくださいまして、ありがとうございます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

1点目に、大和村役場及び大和の園移転について伺います。この件に関しては、以前から質問の多い村役場と大和の園老朽化に伴う移転・建て替えについて取り沙汰されていますが、行政としてはこの先どのようなお考えなのか、現在、耐震調査を行っています、調査の結果が気になっているところでもあります。現在地に本庁舎が建築され47年が経ちますが、本当にこれから先、耐震補強だけで、後何十年と安全に業務ができるのでしょうか。大切な村民からいただいた税金が無駄にならないのか、とても心配でなりません。また、移転といいましても、現在の大和村では移転場所がなく、山を開拓して高台を造るか、海を埋め立てて建て替えるしかないと思うのですが、村長の答弁をもとめます。

次に、大和の園ですが、大和村役場と同様、とても老朽化が進んでおり、地震、津波、自然災害等に対して避難誘導が難しい状況にあります。村当局としてまず第一に、園内に入所されている村民を安全に守ることが前提だと思うのですが、どのような対策を取られているのか、実際どのように守るのか答弁を求めます。

2点目に、定住促進住宅の増築について伺います。現在の住宅は公共住宅と定住促進住宅がありますが、大和村としての人口に合った結構な住宅を管理されておると思います。しかし、ここ数年、子育て世代の若者や何十年と大和村に貢献されてきたお年寄りから、新しい住宅は造らないの、所得に関係ない定住促進住宅はできないのと、数多く声を聞きます。まず、行政として来年度は定住促進住宅を数年間にわたり、どこに何棟建てられるのか、村民に答弁する義務があると思うのですが、現在の計画予定を明確に教えていただきたい。

次に、今後の大和村を維持していくためにも、人口増につなげていくことが最重要課題と捉え、行政として真剣に考えていかなくてはならないと思いますが、前回にも定住促進住宅について一般質問しましたが、各集落の要望を待つのではなく、行政が率先して各集落に新築なり、空き家改修を行って、村に新しい住民になる方を受け入れる住みやすい住環境を整えていかなくては、人口は減っても増えていかないと思われま。村長をはじめ、担当所管課長は実家にいる子育て世代や賃貸をされ古い家に住まれているお年寄りの家を訪問するなどして、将来に向け大和村に住んでいただくためにも、きちんとお話を聞かれたほうがよいと思うのですが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁後に議席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、大和村役場及び大和の園移転についての御質問でございますが、まず役場庁舎の移転・建て替えにつきましては、1972年（昭和47年）5月に本庁舎が完成し、昭和55年4月には一部増築を行っております。現在の増築前のフロアにおきましては、築46年が経過しており、老朽化が進む中、必要な箇所から随時補修を行ってきた状況でございます。併せて、近年では平成24年度に木のあふれるまちづくり事業を導入し、村民が来庁した際に各課における対応がカウンター越しであったものから、カウンターの高さを下げ、来庁者が座って対応できるよう村民サービスにおける利便性も図りながら、必要に応じた改修を行ってきたところでございます。

庁舎移転及び建て替えの必要性に関しましては、現庁舎が耐震補強をしなければならぬ建物であることから、建て替えについては必要な敷地がないことから、現状の建物を耐震基準に沿ったものにすることが優先的であると考えております。移転等につきましては、財政面も考慮するとともに、将来的な計画地として考えていかなければならないと思っております。

次に、大和の村の移転・建て替えについてお答えいたします。大和の園は昭和60年5月に開院して以来、34年が経過しております。これまで移転等について検討もしてきましたが、それに伴い、今後本村におけるどのような高齢者福祉を行っていくかを検討するために、平成30年5月から村内の保健、福祉、医療、介護の関係団体として、保健福祉課、大和診療所、社会福祉協議会、大和の園で構成しておりますあり方検討会で協議をしているところでございます。これまで12回開催をしております。移転や民営化、あるいは小規模多機能型居宅介護やグループホーム、認知症対応型共同生活介護への転換など、あらゆる選択肢を排除せずに、将来の大和村の介護需要に見合った介護サービス事業のあり方等について協議をしている段階でございます。来年度にはある程度の方角性が出せるのではないかと考えていると思っております。

また、大和の園の災害時の対応でございますが、入所者を避難させるためには園の職員では足りない部分がございますので、本庁から職員を動員し、我々も災害時の対応をあたっていくというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の定住促進住宅の増築における来年度の予定についての御質問でござ

ございますが、現状といたしまして、村が管理しております村営住宅は公営住宅は144戸、定住促進住宅が38戸の、計182戸でございます。その中で定住促進住宅につきましては、村が単独で建設したものが平成8年度から平成30年度までの期間に22戸建設をしております。そのほか平成23年度から進めております空き家の借上住宅が16戸ございます。次年度以降の増築予定につきましては、現在、来年度の予算編成を行っているところでございまして、今後、予算査定を進める中で、財政面を考慮した上で検討をしていきたいというふうに思っております。

2番目の今後の重点課題と捉え、人口増につなげていくべきではないかとの御質問でございますが、今後、宮古崎トンネルが開通し、供用開始されれば交通網の利便性が図られ、大和村においてもますますの交流人口の増加が見込まれることは喜ばしく思っております。そういった中で、人口増を図るためには住居を確保することはもちろん、雇用の確保や子育て支援の充実など、さまざまな施策と同時に新築住宅の建設には財政的負担が伴うことから、現在の空き家につきましても買い上げ若しくは借り上げをすることなどを含めて、住居の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（重信安男君）

今現在、耐震調査をされておりますけれども、結果は今出ているんですか。まだ、調査中ということですかね。

○総務課長（政村勇二君）

現在、耐震調査の耐震関係につきましては、耐震補強しなければならないという結果は出ております。それに対してのどういった耐震改修になるのか、委託設計中の段階でございます。

○2番（重信安男君）

設計中で、まだの結果は出てないということですね。

○総務課長（政村勇二君）

耐震補強しなければならないという結果は出てはおります。

○2番（重信安男君）

庁舎を新しく移転する場所がないと、またそういう計画もないという段階で、この役場をどう守るかということで、やっぱり補強しかないと思うんですよね。今、補強する自体は私はいいいと思っております。そうしないと、100人近い職員がここ

で働いているわけですから、いつ何か起きて崩れて倒壊してケガとかしたら大変ですから、補強というのは大事なんですけども、やはりいずれはどこかに移転をするなりして、昔から言っておることですので、考えていかなくتهはいけないと私は思っております。今、こう法面があつて倒壊はないかも知れないですけども、建物自体がやっぱり47年ですので、もう古いですよ。ですから、やっぱり考えてやっていかないといけないと思うんですけど、その関連で大和の園は補強はされているんですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

大和の園においては、今のところ、補強はされておりません。

○2番（重信安男君）

調査のほうはどうですか。

○副村長（泉 有智君）

大和の園は、昭和60年に造られたと記憶しております。新耐震基準が昭和56年に改正されてますので、大和の園は耐震基準に合っておりますので、例えば老朽箇所の補修とかは必要な場所があるかも知れませんが、耐震診断・耐震補強というのは必要ないと思っております。

○2番（重信安男君）

やはり避難のできないお年寄りがいるわけですので、補強というのは大事だと思いますので、調査をして補強するところは補強してほしいと思いますし、今回、耐震補強されたら震度何ぐらひはもつんですか、地震等は。

○総務課長（政村勇二君）

今回の耐震基準に見合う耐震を行いますと、震度5までは地震に耐えうる建物になるということです。

○2番（重信安男君）

震度5に耐えきれれば、それ以上の地震がないことを祈るだけですけども、やっぱり古いですので、新しいところを考えて計画を立てて、調査をするような方向性で考えていただきたいんですが、村長が言いましたけど、そういう候補地の土地がないとおっしゃったんですけど、全然そういう見て回ったり、探したりとか、そういうことも全くないということですか。どこに建てようとか。

○総務課長（政村勇二君）

今現在、村が保有している普通財産の中で、駐車場等を考慮し、また急傾斜地、敷地があつてもこの庁舎自体の建て替えというのはできなくて、それがやはり急傾

斜地の問題、敷地があってもそういった山の側であると建てられない区域もございまして、そういったことを考えますと、現時点で該当するような用地が見当たらないというところでございます。

○2番（重信安男君）

場所がないというのは、本当にネックなんですよね。ここも本当に急傾斜の工事を終えたら強度的に大丈夫だろうと、建ててもいいという法律が出来たらいいんですけど、そうすればいちいち探す必要はないんですけどね。だけど、やっぱり大和の園でもですけど、役場本庁も古いので、以前、また振り出しに戻り増すけど、昔の2年ほど前に津名久の新港の上で碎石の件の話があったときに、その企業が工事が終わり次第、その土地を無償で大和村に提供しますよという話も聞いております。村長も知っていると思いますけれども、2年前、私が一般質問で言いましたので、私はこの2年間をもったいなく、とても思っているんですよ。あれだけの面積ですから、庁舎はできるし、高台でですね。大和の園も移転できる、また避難施設等もできる、公園等もできる。村長、ちょっと想像してごらんない、あそこの高台。あそこに役場とか大和の園とか、避難施設ができれば、景観もいいですし、私はとてもいいと思うんですよ。いろいろ反対があつて難しかったですけども、ちょっともう一度企業と話をされて、まだチャンスはあると思いますので、もう一度検討できませんか。

○村長（伊集院 幼君）

我々もいろんな形でその企業からの提案に対することもいろいろ検討させていただきました。そういう中では、ただ見晴らしがいいからということだけじゃなくて、やっぱりその地形上の問題も我々も全体的に考えたときにはちょっと無理があるのかなという判断のもとで、我々も検討かな、我々もそこは一応場所を外したわけでございます。そのほかにやはり高台のほうが後々防災上もいいのかなということで、我々もこの大和村でどの場所がいいのかということは、この庁舎も含め、大和の園も含めて、ある程度の検討はしました。なかなか先ほど出ているこの大和村の地形上、急傾斜に囲まれた場所の中で、ある程度の防災対策、そしてまたそういう老人施設とかというものがなかなかできない状況も、我々もちょっと学ばされる中で、やはり今施設ができたなら、この区域が急傾斜の区域から排除できるのかと思ったら、ある程度はできますけど、やはり基準的には危険箇所ということは、もうなかなか解除できないということも県のほうからも伺いまして、全体的に我々もどの場所が一番いいのかなということを、我々も今後また検討をしていかなければ

ならないというふうに思っているところでございます。

○2番（重信安男君）

昔から検討検討して、私も議員になって4年目になりますけど、4年間もずっと役場の移転、大和の園の移転、今、先輩議員たちもずっと昔からこういうことを言ってるんですよ。全然話が進まない。本当に行政は真剣に考えているのかなと不思議なくらいですよ。我々新人の議員がずっとそう思っているぐらいですから、やっぱりもう少し行政としても真剣に考えて、地形が高台がどうのこうのじゃなくて、場所的にもいいですし、安全なんですよ。山がなくなれば、崩れる山もない。地震が来ても津波が来ても大丈夫なんです。何がいけないのか、私は不思議でなりません。景観が壊れるからとか、そういう問題じゃなくまず村民を守ることが大事じゃないですか。こんな話が来ているのに、これをまた無視しとった大和村はこんな企業なんかも来ませんよ。私はそれぐらい強く思っています。ぜひ移転の件をもう一度真剣に、村長をはじめ、副村長から課長から全部もう一度真剣に話し合ってください。

○総務課長（政村勇二君）

この庁舎移転に関しましては、やはり景観だけの問題ではないと思っております。やはりそこには財政的な面もちろんありますし、じゃあそこに対する、下手するといくらかかるかわかりませんが、10億円近いお金を投入することに対しては、やはり慎重に検討していかなければいけないというのはございます。それも行政運営をしていく中で、年度年度の予算措置、そういったものを考慮しながら、その景観だけの問題ではなく、その財政面の上でもやはり慎重にしていかなければならないことだというふうに思っております。

○2番（重信安男君）

それはもう昔から言ってることです。財政が厳しいというのは、人口が減っていつていきますから、どんどん厳しくなるということです。どうやって人口を増やすか。そして、ある企業がもし入った場合、雇用も生まれますし、一石二鳥ですよ。土地もただで譲ってくれるんですから。ほかをどこか探して買うんだったら、村誘致だったらいいですけど、そういうところがなければ、民有地を買うわけですよ。また、民有地だと何千万と土地代が出てくるんですよ。もうちょっと真剣に考えていただきたい。この大和の園をあんなところに、景観はいいですけど、見晴らしがよくて、いつ津波が来るかわからない。どんなして避難誘導するんですか。職員が行ってやるといっても、いざというときできますか。そこまで考えていただ

きたい。高台に造っとけば心配いりませんから。一応その移転に関しては、これで終わりたいと思いますので。

次に、定住促進住宅についてお尋ねします。こうやって大和村も一生懸命、定住促進住宅、空き家改修などしてずっとされておりますけれども、我々もわかるんですよ、行政も頑張って少ない予算でやっているというのは。ですけど、住民というのはわからないんですよ、住まわれている住民というのは。言えば造ってくれると、本当はやっぱり自分の住む家は自分で、借金して自分で建てるのが当たり前なんですけれども、なかなかそういう状況に至らない住民が多いんですよ、若者世代とか特に。だから、やっぱりそういう増築とかして、私も9月にも言いましたけど、基金を少しでも崩してでもできないかと。役場側から言うと、また基金関係で、例えば財政が苦しいと言いますけれども、やっぱり人口を増やすためには、基金を崩してでも思い切ってやったら、やっぱり住みたいという方も大和村に来ると思いますよ。トンネルが出来れば、通勤圏にはなりますから、奄美市と。大和村がそういうことで住みたいとなれば、やっぱり産業も発展していきますし、もしかしたら下手すればいろんな企業が来て、何か会社を起こすかもしれませんし、何とか人口を増やしていかないといけないんですけど、住む環境がないと、整ってない。私は、大和村は結構やっていると思います。思いますけど、やっぱり住民がそう思わないんですよ、村民が。そこをちょっと説明いただけますか。

○総務課長（政村勇二君）

人口減少の問題におきましては、やはり議員がおっしゃるとおり、住まい、住居の問題もあると思いますが、それ以外にもやはり住みよい村づくりを目指している中で、子育て支援であったり、そういったところをまたうまく周知できることによって、魅力ある村づくり、そしてまた村外からも来ていただけることになるのかなというふうにも思っているところでございます。なので、やはり住居の確保はもちろん、村長の答弁にもありました、なるべく雇用の確保にも努めて、全体的な取り組みとして人口減少には取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

そのほか、また住居の問題に関しましては、やはり新築住宅となりますと数千万単位の予算が伴っている中で、平成23年度から進めております空き家に対しての買い上げ、借上住宅、こちらはやはり数千万円単位の費用を投入しなくても、改修費用で住居の確保ができるところでもございますので、まずはそういったところを主に取り組んでいければというふうに思っております。

○2番（重信安男君）

行政もずっと言っていますけれども、子育て世代の若者とか、お年寄りのところに、家を訪問したりして、話とかされてないんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その定住促進住宅の子育て世代に行ってるかといいますと、大変申し訳ありませんが、湯湾釜集落、自分の集落でしか回ってありません。それは村営住宅も含めてのことでございます。

○2番（重信安男君）

やはり行政として、村民と住民というのは、なかなか自分たちから行政に言いづらい。だから、我々議員を使って言ってくれと。そういうふうに私たちが代弁するような形になっていますけれども、私も代弁されなくても思うんですよね。お年寄りなんかも今度は農業排水で下水道を接続しなければいけないんですけど、古い家に住んで、本当は住宅に住みたいんですけど、住宅がないと。そういうことをお年寄りにも言われているんですよ。だから住宅を早く造ってくれと、そうすれば住宅に住めば安心・安全だし、台風にも怖がらなくて済むし、そういう余計なお金も今から使わなくて済むと。やっぱり賃貸されているから、自分の家でしたら、これはもちろん自分でやるんだろうけど、借りてる賃貸ですので、やっぱりそこまでしてこの古い家に住めるのかなと、そういうのがお年寄りは心配されている方が多いんです。子育て世代もやっぱりそういった普通の公営住宅にいますけど、やっぱり夫婦揃って共働きですよ。所得も上がります、家賃も上がる。それはわかりますけど、だからそういう定住促進に住めば家賃も上がらないということで、魅力があるんですよね。そういったことを考えて、ぜひこの定住促進というのは頑張ってもらって、村長、基金を崩してでもできませんかね、いっぱい。

○総務課長（政村勇二君）

その定住促進住宅におきましては、やはり当面は、当面といいますか、来年はまずはその空き家を重点的にするとともに、予算査定の段階でそれで新築住宅の状況が、何棟できるのか、またできないのか、まずはなるべく費用がかからない借上げ、買い上げ住宅を主にやっていくことで、最少の費用で最大の効果を生めるような努力を図っていきたいというふうに思います。

○2番（重信安男君）

行政はそうやって私も頑張っていると本当に認めますよ。ですけど、やっぱり住むところを造らないと人口は増えませんので、何とか頑張ってください、いろん

な企業、またそういう企業が進出して、企業がそういう宿舎を造ったり利用するかもしれないし、今、結構、土地のほうは購入されていますよね。大和浜だけか知りませんが土地を購入されて空き地になっていますけど、そこはいつ頃、建てる予定かわかりませんか。

○総務課長（政村勇二君）

やはり土地を購入した用地の活用につきましては、そこが100%村営住宅が、定住促進住宅というわけではなくて、集落に合った多目的活用を考えながらやりたいと思っていますところでございます。その中で、やはり定住促進住宅を建設するにあたっては、普通財産であるそういった空き地、現在、村が購入している、村が管理している土地が優先的になってくるところでもございますので、そういったことも考慮しながら、いつ建てるかと言われますと、即答できないところではありますけれども、そういった集落に合った多目的な活用を、また集落とも相談しながらやっていければと思っていますところでございます。

○2番（重信安男君）

ぜひ、村民も含め、村の財政を使って住宅を建てるといえば、反対する人は誰もいないと思いますので、ぜひ住宅のほうを、前向きではなく、造りますと、どこどこに何年に造りますと、明確に言えるぐらいの計画を立ててほしいと思います。

以上、これで質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で、2番、重信安男君の一般質問を終わります。

しばらく昼食などのため休憩をいたしますが、午後は1時15分から再開をいたします。

傍聴にお越しいただいて、ありがとうございました。

—————○—————

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時15分

—————○—————

○議長（勝山浩平君）

それでは、休憩前に続きまして一般質問を行います。

3番、藏正君に発言を許可いたします。

○3番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

早速ですが、一般質問を申し上げます。

最初に、中部・西部地区の放課後児童クラブの実施について伺います。男女共同参画が提唱され、共働きが当たり前になっている中で、本村においては早くから子育て環境の充実に取り組み、全国に先駆けて保育料は無償化されており、ゼロ歳から2歳児の保育についても環境が整い、学童保育については平成25年度から大和小学校区において大和っ子クラブが村単独事業で開設され、働く保護者の方々に喜ばれています。

しかしながら、当時は中部・西部地区において、放課後児童クラブの利用の希望者がなく、新規開設や移動手段等についての検討もされてきませんでしたが、今回聞き取りをしたところ、今里小学校の2名がバスの利用や保護者が送迎する形で利用しており、来年度はさらに1名の希望者がいるようです。働く保護者に対する子育ての環境については、村内においては平等な機会を提供すべきであり、指導員の確保など、新規開設が困難であること等を考えれば、児童の移動手段を検討し、現在実施しているクラブを利用する方法を検討するべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、公民館講座の送迎について伺います。現在、公民館講座は20講座開設され、受講総数は延べ215名であります。その中で高齢者の利用も多く、移動手段を持たない受講者の声を聞く機会がありました。公民館講座において移動手段を持たない人たちの送迎を実施し、受講率向上による健康増進、介護予防促進等を図るべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、果樹園の公設民営化構想について伺います。本村における農業振興策は、新規就農希望者がなかなか出現しない状況のもと、手探りの状態が続いていますが、このままでは農地は縮小していくばかりです。この際、就農希望者を待たずに、合同会社で耕作放棄地を借り受け、収益が得られる果樹園を次々と造成し、ひらとみの収益減を増大させ、樹園地の拡大を図りながら、ひらとみの人員を増やしていくという構想のほうが本村の農業振興の近道ではないでしょうか。すぐに収益が得られる樹園地があれば就農意欲が湧き上がりますが、耕作放棄地の状態から伐採、開墾、造成、防風林育成など、園地づくりを資金を借り入れて挑戦するような人材が今後現われるとは思えません。果樹園の公設民営化構想として、ひらとみを主体に毎年計画的な樹園地造成を進めるべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、加工品の開発についてでございます。奄美大島に訪れる人の数が確実に増

えてきています。本村に訪れる人の数も、奄美市ほどではないにしても増えていきます。世界自然遺産登録を目前に、本村が抱える課題は多々ありますが、本村に足を向けさせる手段と、対価を得る手段について、早急に構築しなければ、いつまで経っても村にお金は落ちない状況が続くことになります。本村に訪れた方々に対して、おみやげ品の品数は足りていると思いますか。まほろば館の売上も横ばいの状態が続いているのではないのでしょうか。みやげ品が不足している本村において、個人による商品開発は原料購入を初め、開発費用に無理があります。この際、予算を確保し、デザイナーやパティシエなど、専門家を招致して、スモモやタンカン等を原料とし、大和村のストーリー性あふれる商品開発に取り組むべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

最後に、本村の小学校のあり方について伺います。本村においては、村内4校においては複式学級が定着化の状況にあり、運動会や学習発表会も寂しい環境のもとで行われています。現状のままで良いのか、保護者等の意見を聞くなど、子どもにとって本当に良い環境とはどのような環境なのか検討する必要はないのか。教育長並びに村長の見解を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、中部・西部地区の放課後児童クラブの実施の質問でございますが、現在、村内の放課後児童クラブにつきましては、産業振興センター1カ所で運営をしている状況でございます。そのため、中部・西部地区の利用者につきましては、保護者送迎のもとで利用受入を行っており、平日は今里校児童2名、また大棚校・名音校の児童につきましては、長期休みのみ5名が利用している状況でございます。

放課後児童クラブまでの移動手段についてでございますが、長期休みは行き帰りとも保護者送迎となっておりますが、平日は放課後、学校から各自徒歩で移動し、帰りは保護者が迎える形が基本でございます。そのため、大棚以西につきましては、放課後、保護者が児童クラブまで送る必要があることから、大和校区に比べ利用しづらい状況もあるかと思えます。大棚以西における放課後児童クラブ設置につきましては、現在計画はございませんが、移動手段の支援によって、現在の放課後児童クラブを利用しやすい環境を整備することにつきましては必要と考えているところでございます。

次に、2点目の公民館講座の送迎についての御質問にお答えいたします。公民館

講座につきましては、令和元年度は20の教室、215名の受講生の方を迎え開講をいたしております。今年度は路線バスの廃止、自主運行に伴うバス運行時間帯と公民館講座の終了時間が合わず、一部の講座生の方には次のバスまでの待ち時間が長くなった方もいらしたようであります。公民館においては、来年度の講座開設に向け検討を進めており、講師の先生や受講生の皆さまの御意見なども伺いながら進めてまいりたいと思います。その中で、定期バスの時間に合わせた講座の開設などについても、意見を伺ってまいりたいと思います。また、講座の皆さんでも話し合っていたいただき、活動しやすい会場の検討もしていただきたいと思っているところでございます。多くの村民の方が公民館講座に参加できる環境をつくっていくことは大事であるというふうに思っております。

次に、3点目の果樹園の公設民営化構想についての御質問にお答えをいたします。最初に、現在の耕作放棄地における樹園地化の面積の進捗でございますが、毎年行っている農地利用状況調査によりますと、過去2年間の遊休農地の解消状況は、平成29年度が5万6,796平方メートル、平成30年度が2万5,537平方メートルとなっております。逆に、耕作地から遊休農地化した畑につきましては、平成29年度が8万5,165平方メートル、平成30年度につきましては1万2,351平方メートルとなっている状況でございます。担い手等によりまして耕作放棄地が解消されても、新たな耕作放棄地が発生している状況であり、なかなか解消が進捗しない状況となっております。福元地区で大きな面積の耕作放棄地が解消された年におきましては、耕作放棄地面積は減りますが、そうでない年につきましては逆に増えている状況にもございます。

そういう中で、将来、就農希望者がわくような樹園地を計画的に造成していくべきではないかという御質問でございますが、新規の就農希望者がいても、畑が遊休地や荒廃地の場合は、果樹であれば植栽してから数年後でないと収穫は出来ないことや、初期投資の経費もかかることから、新規就農になかなか踏み込んでいけないというのが理由の一つでもあると思います。就農時に成木の樹園地があれば、すぐ収入につながるため、新規就農しやすい状況になることは間違いのないところであります。現在も高齢化や耕作者の死亡等の理由により、管理できなくなった樹園地の賃貸や売買の事例は少ないわけですが、毎年発生している状況でございます。計画的に合同会社ひとみで畑をお借りして、樹園地を造成し、整園化した状態で貸し出す仕組みが確立できれば、就農しやすい状況になることは理解できるところであります。就農するには、それなりの覚悟も必要でありますし、意欲も必要

であります。また、ゼロからのスタートをするからこそ、樹園地の成長を見守り、愛着もわくものだと考えております。現在の合同会社ひらとみにおきましては、農業の難しさを痛感しながら、毛陣地区と福元地区におきまして3町歩あまりの実証農園の管理と、JA業務や農作業の受託作業等で現在の人員では手が回らず、産業振興課職員がかなりの割合で応援をしている状況でございます。現在、地域おこし協力隊を募集しており、複数の方から応募したいという意思表示があったと聞いておりますので、まずはひらとみの人員の確保に努めながら、今後の農業振興について考えていきたいというふうに思っております。

次に、4点目の加工品の開発についての御質問でございますが、本年度行っております商品開発に関する取り組みについて申し上げます。まず、来年の1月から2月にかけて、県の6次産業化ステップアップ事業を活用し、関係機関と連携した研修会の開催を計画しております。内容といたしましては、農産物加工、水産物加工の商品開発に関する技術指導となっております。材料につきましては、スモモ、タンカンのもとより、今年度、1次加工を行ったパッションフルーツのシロップや、トビウオを活用した商品開発の可能性についても取り組む予定にしております。

次に、来年の1月末におきましては、元瀬戸内町の地域おこし協力隊員を講師に招聘し、新たな発想による商品開発に関する研修会を行う予定であります。講師の方は、奄美の果実、スモモ、タンカン、パッションを活用して、ビールの開発を行っており、デザイナーと連携し商品の価値を高める取り組みも行っている方でございます。村内の個人加工グループの方を対象にこのような研修会を実施することで、新たな商品開発とともに、6次産業化の推進につながると期待をしております。

水産物の加工につきましても、昨年度完成をいたしました水産物加工施設を中心になって活用していただくために、水産物加工グループ「いしょむん海」を設立いたしました。県の浜の担い手支援事業を活用し、水産技術開発センターの方によるトビウオを主とした燻製、すり身、ふりかけの製法について、研修を行っております。また、現在は奄美漁協から材料を調達いたしまして、年末に行われますひらとみ朝市で販売できる商品について、今現在、取り組んでいるところであります。

さらに、今年度、大和村集落まるごと体験協議会におきまして、農林水産省の補助を受けて、レトルト食品の開発研究を行っております。11月7日には、レンタルをしております機械メーカーの方に来ていただいて、機械の取り扱い方のレク

チャーを受けたところでございます。また、明日、12月14日には、食品加工の専門家、全国各地のレストラン等でアドバイスなどを実施している方でございますが、その方をお呼びして指導、アドバイスを受けることとなっております。現在、島料理や魚料理などで試作をしているところでございますが、レトルト食品は日持ちすることが強みであり、おみやげ品としても適していると思われましますので、商品の完成を願っているところでもございます。商品完成までには、先ほど日持ちがすることが強みと申し上げましたが、数カ月経って味が変わっていないかなどのチェックや、何カ月かごとの商品を保健所に提出する必要がございますので、完成までにはまだ時間がかかる状況であります。このような新たな商品の開発につきましては、重要課題であるとの認識でありまして、安定した生産量の確保につきましても取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、5点目の小学校のあり方についての、村長としての見解でございますが、今後のことにつきましては、やはり保護者、地域の方々の御意見を尊重することが大事であるということから、状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。なお、詳細につきましては、教育長のほうより答弁をさせていただきます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

蔵議員の御質問にお答えいたします。

小学校のあり方についての御質問ですが、まず現在の児童数と学級数をお知らせいたします。令和元年4月現在、大和小学校が26名、単式学級が2学級、複式学級が2学級、特別支援学級が2学級の計6学級です。大棚小学校が11名、完全複式学級の計3学級です。名音小学校は11名、完全複式学級の計3学級です。今里小学校は7名、単式学級は2学級、複式学級が1学級で計3学級です。ただ、今里小学校は2年生と5年生が在籍しておらず、教頭が1年生担任をしている状況です。御指摘のとおり、運動会や学習発表会などの行事が人員の量的には寂しい状況もあります。ただ、各学校ともに地域と連携を深め、地域の方々の御協力をいただきながら、地域と一体となった、まさに小さくてもできる、小さいからできるという質的には充実した活動がなされていると拝見しております。しかしながら、全国的に児童生徒数が減少し、県下でも学校の統廃合が進んでいる現状があります。大和村でも同様に、児童生徒数が減少し、平成23年度に中学校が統合しております。ただ、

中学校を統合するにあたり、小学校は地域住民の皆さまの学校存続への熱い思いもあり、存続するとのことで現在にいたっております。

これらのことを踏まえて、村内の小学校については、基本的には現状を見守っていきたいと思っております。ただ、将来については、児童生徒数の推移を見据えつつ、ただいま村長からも言いましたように、保護者、校区民から小学校の統合を検討したらどうかという声が全体の声として上がってくるようでしたら、その際には教育委員会として検討していきたいと思っております。

また、子どもにとって本当に良い環境とはどのようなことですが、一般的にはそれぞれの地域との関わりを最大限に向上させる学校といえると思います。そのために、施設設備が整い、意欲的で力量ある教職員がおり、子ども同士が人間関係を良好にし、互いに切磋琢磨することと思います。そして、学級人数が多い少ないに関しては、それぞれ長所もあれば短所もあり、また価値観の違いもあると思いますので、一概には言えませんが、私のこれまでの経験上からのあくまでも私見ですが、1学級十数人が教科指導でも目が届き、グループ学習でも意見交換や集約がやりやすく、体育ゲーム運動でもチームが組みやすく、より効率的・効果的な指導ができたかと思っております。

以上、質問にお答えさせていただきました。

○3番（藏 正君）

それでは、放課後児童クラブのことから再質問させていただきたいと思いますが、村長の答弁の中で、やっぱり大棚以西の学校の児童の移動については、必要であるというふうな考えを示していただきましたけども、先ほども壇上から言いましたけど、やっぱり村内で働く保護者からしたら、学童を利用する環境というのは平等でなければいけないというふうに考えています。実際に今利用されている方は多分バスを利用していたり、自分たちで自分が送れるときは送ってやるという形で利用していると思うんですけど、できることでしたら4月から、年明けて来年度の4月からは1名、もう1人新入生の、今里小学校に入学する予定の方で学童を利用したい方がいらっしゃるんですね。その人も含めた最低でも3名の方は利用を希望していますので、その方々が浦内地区と同じような条件で利用できるような体制を整えるべきじゃないかなと思うんですよ。そこで、具体的に私なりに社会福祉協議会の監査をしている中で、社協の中身の状況とかも聞いている中で、局長との話をしている中で、現在、大和っ子クラブはこっちの学童で、スモモの会の送迎を社協がやっていますよね。ああいう形で送迎を実際できていますから、局長に何かの形で

今里からこっちまで送迎するのに時間さえ、だいたい前もってわかるわけですから、そしたら1時間も使わないぐらいでできる、作業的にはできることだから、何とか対応できないのかなということで相談してみたところ、時間帯にもよるけど、人員の確保にもよるけども、対応できないことはないということでしたので、そこらへんをちょっと具体的に、何か進めていってもらえないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

おっしゃるように、住んでいる地域によって不利な状況が生じるのはよろしくないことだと思っております。移動支援の方法についてですけれども、いくつかやっぱり選択肢があると思います。その中の一つに、社会福祉協議会が送迎を行うと、実際行っている福祉協議会もありますので、そういったものを参考にしながら、人員体制も不足であれば、どうやったらやっていけるのかというような協議を、選択肢の一つとして進めてまいりたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

ぜひ4月から初められるような形で検討を進めていただきたいと思います。

次に、公民館講座の送迎について、これについても定期バスに合わせる考え方かという答弁がありましたけども、どうしても今の現状でいったら、14時、午後2時から始まって、昼の部の講座のことなんですけど、午後2時から始まって、14時から始まって16時に終わると。そしたら、14時の始まりの時間にはちょっと遅刻するけども、これは西部地区からですけどね、ちょっと遅刻するけど何とかなんと。だけど、16時に終わった後に帰りのバスが17時50分ぐらいのバスであって、約2時間ぐらい待たなくちゃいけないんですよっていう話があって、その間の時間がちょっともったいないという話を聞きました。申し訳ないんですが、その人数がどれだけいるかまでは私のほうで確認がとれていないんですけど、だいたい昼間の講座が14時から16時だとしたら、その西部地区の方は帰りのバスは多分全員が1時間50分待ちになってるんだろうなというのが想定されるわけで、そこで考えたのが、やっぱりさっきの学童の送迎もそうなんですけど、時間的にそういうことであつたら、この話は社協にはまだしてないんですけど、社協さんあたりで人員の確保ができて、それなりの人件費もかかってはくるんですが、その形で学童と同じように、その公民館講座の送りも何とかできないのかなというふうに考えたりしたんですよ。そのへんをやっていかないと、社協がスモモの会にやっているのは事業でやってますよね。ですから、あれは社協のただの経費だけで落ちていくんじゃないかと、あそこ

には少しですけど確か1回5,000円か何かの金額が入っていると思うんですよ。それをうまいこと考えて、社協が学童に送るのも、公民館講座の送迎関係も、もしも事業化できるのであったら、社協にもちょっとプラスになるような形で考えられないのかなと思ったりするんですが、いかがですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

公民館講座の送迎に関しての御質問でございまして、先ほど村長からもございましたように、今里方面の方からそういう声が、バスを待っている時間が長いという声もあるようでございます。それに関しまして、先ほど村長からも答弁がございましたように、こちらとしましても新年度に対しては、その公民館講座の講師の先生、そしてまた利用者の方の意見なども伺いながら進めていきたいと思っております。その中で、定期バスの時間帯に合わせるというのも一つの選択肢であると思っております。また、以前やっておりましたが、公民館講座の会場のほうを利用しやすい方が、そこまで来るのに不便な方がいらしたら、そこを中心に開催するか、そういうことなども考えられるかと思っております。そういう形で、また新年度はいろいろ要望があれば進めていきたいと思っております。

その中に、藏議員のほうからございました、そういう送迎関係はもう一つの方法としてあるということでございます。それに関しましては、相手がいることでございますので、私のほうからできるできないというお話はできませんけれども、またそういう一つの選択肢として、また検討などもできればとは思っているところであります。以上です。

○保健福祉課長（早川理恵君）

社会福祉協議会が送迎を行うということに関連してでございますけれども、実際やれるかやれないかということについては、法的にはクリアする方法というのはあるかと思っております。やはり送迎となると、毎日であったりということで、一番懸念されるのが人員ということですので、その人員を確保しながらできるかという、まずは安全、そして安定的な運営というのを考えてまいりたいと思っておりますので、そこも含めて協議をしていきたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

その両面から、利用者が時間を有効に活用できるような形で公民館講座が利用できるような進めていただきたいと思います。

次に、3番目の果樹園の公設民営化構想について伺います。村長の答弁にありましたように、耕作放棄地を樹園地化していくのもしていらっしゃるんですけど、逆に

耕作放棄地化しているというのもあるということで、なかなか耕作放棄地の解消というところにまでは及んでいないというのが現状なのかなと思いました。3ヘクタールぐらいの園地がされているけど、その管理についても人員がちょっと足りないような状況が続いているということですけども、先ほど壇上でも述べましたけど、大和村の農業振興といいますか、新しく農業に取り組む方というのは、もう前から新規就農者というのはほとんどいない状況が続いているんですよね。高齢者のほうが未だに頑張ってくれて、何とか全体的な大和村の農業を支えてくれているのが現状なんですけども、今後も先ほどから言っているように、自分で資金を借りて耕作放棄地を開いていってというような、一かばちかのチャレンジャーというのは出てこないと思ったほうがいいと思うんですよ。今、村長が設立した合同会社ひらとみというのが一番可能性を秘めていて、合同会社ひらとみで次々と、できたら耕作放棄地になる前に、もうしきらんという農家のを、中間管理機構を利用した形でひらとみが借り受けて、そこに造成をかけていく。それが目に見えた形で、今3町歩だと、来年の予定はまた1町歩増えますよ、来年はあそこの耕作放棄地を拓くのと、この畑を借り入れるので、また5反増えますよという、そういった計画的にずっとやっていく。今造成している3町歩が収益が出るような畑に変わっていったときには、今度新しく植えたものが出てくる。じゃあそれが7年後には収穫ができるとなったときに、ずっと年次計画が10年後までの計画が見通せるような形になっていったときに、できたその前にのひらとみのスタッフもじゃあここではこの分のスタッフがいるから、じゃあ何年度は何名の職員というか、スタッフを導入してこうという、そこまでものすごい計画を立てた中でやっていかないといけないと思うんですよ。そうしないと、何か将来の大和村の農業というのが、イメージできない状態が今続いているわけで、それをイメージするためにはそういった具体的な計画、面積から、そういった収入とか、そういったところまで計画を立てていかないといけないと思うんですけど、今例えば、今3ヘクタールというのだけわかりましたけど、それがいつぐらい収穫になる予定で、それが収量の目安がどれくらいでとか、そういった計画というのは立てられているのかどうか教えてください。

○産業振興課長（郁島武正君）

現在、村長の答弁にもございましたが、福元地区と毛陣地区、3町歩ちょっとの実証農園ということで管理をしているところでございますが、収穫の時期につきましては、村長の答弁にもございましたが、農業の難しさを痛感しながら今やっていると。議会のほうからも管理が行き届いてなくて、成長があまり思わしくないとい

うような指摘も受けておりまして、まだその収穫できるとか、一部ございますが、野菜類とかございますが、その数に関しましてはもう少し時間がかかるような状況でございます。

○3番（藏 正君）

ちょっと平場の大棚、毛陣地区の実証農園じゃなくて、福元地区の実証農園のほうは、今多分、タンカンの苗とか植栽していると思うんですけど、どのような状況になっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

福元地区におきましては、おっしゃったように、タンカンを植栽しております。あと、今年度からですが、コーヒー、里芋、サツマイモ等を植栽しております、今年度、シキミとかも植栽する予定にしているところでございます。

○3番（藏 正君）

今の課長の答弁を聞いていると、それに携わっているスタッフというのは、数名しかないわけですね。何かの実験をしているような状況にとどまっているように思えるんですが、さっきも言っているように、例えばタンカンはいつ植えて、今何年目で、それがあと何年後に収穫が可能になってという、そういった計画を立てとかないと、何かいつまで経っても実験して、ああこれは難しかったというふうな形になっていきませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

議員がおっしゃるように、福元地区のタンカンにつきましても、もうそろそろ収穫ができるようになる頃ではございますが、ちょっと成長が思わしくないというような状況でございまして、その福元地区においては産業振興課の職員が外勤等で管理をしている状況でございまして、以前は地域おこし協力隊の方がしておったんですが、今は職員がやっていると。毛陣地区については、合同会社ひらとみの社員の方と産業振興課の職員等で管理している状況でございます。もう少し、人員が確保できて、またその農業に関する知識等を広く深くもっている方がおりましたら、そのような方も活用して、村にいる果樹の専門の方とかの教えもいただきながら適正に管理していきたいと思っております。

○3番（藏 正君）

何かどうも村長が最初に合同会社ひらとみを設立されて、耕作放棄地を役場ではできないから、その合同会社に管理してもらって、それで耕作放棄地化を解消してくると。新規にどんどん樹園地を開発していくぞといったあの思いと、自分が思っ

ていたイメージと、何か合同会社ひらとみが進めようとしている中身とのイメージが何か合っていないような気がするんですけど、ちょっと確認したいんですけど、村長、合同会社ひらとみは大和村の産業振興の農業の部門を担っていく、そういった耕作放棄地を解消して行って、樹園地をどんどん造成させていくんだという思いだったと、僕は思ってるんですけど、そこらへんは合ってますかね。

○村長（伊集院 幼君）

その方針は変わっておりません。しかし、今担当課長が申し上げたのは、やはり議員がおっしゃるように、ただ植えただけじゃなくて、我々は実証するんじゃないと、まさに先を見たときに、いつ収穫が何ができるんだという、今スケジュールをかけながらやってくれということで、今担当課と話をしているところでもございます。なかなか農業が進まない、我々もいろんな先輩の農家の方たちにお聞きして、どういう形でやったらいいのかということを指導を仰ぎながらやっているんですけど、なかなか進まない現状にございます。そして、今もう農家の方が自分ではできないという農地も今こうして問い合わせもありまして、早く我々はそのできない農地の活かし方、そしてまた議員がおっしゃるように遊んでいる遊休農地をどう活かしていくかというのを、もう一度今その耕作者のいろんな形で調べながら、今進めておりますので、我々は今ある面積で手一杯だという、ちょっと申し上げたら生ぬるい考えているかもわかりません。しかし、我々としてはもう当初の目的どおり、使えない農地を活かしながら、そこでやはり産業を守っていこうというのは、基本的には変わっておりませんので、実際、進みが鈍いのは、もう議員のおっしゃるとおりだと思います。我々もそれをしっかりスケジュールどおり、目標を立てながら、今後はしっかりとした合同会社ひらとみの運営に努めていきたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

イメージは一緒だというのがわかって安心したんですけど、それだったらね、村長、産業振興課の職員が直接その農作業に関わっているようでは、絶対無理ですよ。職員はどちらかといったら、その年次計画を立てて、じゃあ今年はもう防風林の植栽は全部終わっとうねと、この畑はこんな形にしようねと、図面ができたり、前も言いましたけど、ここは3年後収穫を目指そうねとか、そういった計画を立てるのが職員で、やっぱり園の管理者、園に従事する管理者というのが、その専門家がいて、防風林はどんなふうに植えたらいいとか、どんな間隔で植えたらいいか、そんなことがわかる、もう実際に果樹園を造成された実績のある方をやっぱり

入れていかないと、いつまで経ってもこの形は変わりませんよ。いつまで経っても実験して、ああ駄目だった。これ農業というのは本当に難しいんですよ。一回台風にやられたら、また来年やり直さなくちゃいけない。イノシシにやられたら、またやり直さなくちゃいけないんです。タンカンを今年の春に植えた人もイノシシやクロウサギに全滅させられた方もいらっしゃるんですよ。またやり直さなくちゃいけないんですよ。だけど、そういった形を行政が税金を投入してやっていくんだったら、やっぱりしっかりした計画のもとでやっていかなくちゃいけなくて、そのしっかりとした計画というのを立てられるのは、やっぱり経験者のプロフェッショナルを入れていかないと、これはもう何年も経っていますよ、前も言いましたけど。やっぱりここを変えるのは、やっぱりそのスタッフの、専門家不在の中でやっている、職員に任せっきりになっているというのが原因になっているんじゃないですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員の御指摘のとおりだと思います。我々もこれまで協力隊を当てにしながら、いろいろ職員が変わってきました。もう挙げ句の果てには職員がそこに手を掛けないと進んでいかない現状を、私ももう歯がゆい思いで見ながら、やっぱりもう一度やり方を変えていかないといかんだろうというのが、もう申し訳ございませんが、一昨日、私もこの実証農園と、またタンカンの状況も調査に回ったところでもございました。おっしゃるように、我々としては次のビジョンに進んでいく目標が見えてない中で、もうただやるだけじゃ全く意味がないと思っておりますので、我々もしっかりそこは計画を立てながら、やっぱり村民にしっかり示しがつくような実証農園づくりに努めていきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

ぜひ、もう今の形から脱却していくには、やっぱり専門家を入れていく必要があると思います。専門家といっても、じゃあ毎日来てもらってとかいう形じゃなくてもいいと思うんですよ。その人が立てられる図面を書いてもらうとか、構想があつて、そして計画を立てきれん人が入ってくれたら、その人の指示のもとで動くスタッフを数名また確保するとかいう程度で、最初の段階は進んでいきますよ。それで、その今の作っていつてる園から収入が入ってくるというのを計算して、次々今度スタッフも増やしていく。また、次の計画も毎年同じように、毎年必ず1ヘクタールか何反歩かは増殖していくとかいうような計画が立てられるような体制づくりをもう一回検討していただきたいと思いますが、産業振興課長、いかがです

か。

○産業振興課長（郁島武正君）

蔵議員がおっしゃっていることをできるのは合同会社ひらとみでしかないと思っています。しかし、今の合同会社ひらとみではなくて、もっと体制を強化しまして、人員確保できて、そうすれば業務を拡大し、おっしゃるようなこともできるかと思いますし、私が考えておりますのは、新規就農希望者の方が新規就農するまでの間、研修の場となるような、そういった樹園地ももつような形のひらとみを目指しているところであります。以上です。

○3番（蔵 正君）

ぜひよろしくお願いします。

次に、加工品の開発について、これについては自分がちょっと勉強不足で、すごく前向きにいっぱい取り組んでいるんだなと喜んでいるところです。でも、商品開発に当たって、開発チームというか、そういった組織というのはどんな形で組織されているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁で、いくつか取組状況を答弁させていただきましたけども、産業振興課であったり、企画観光課のほうであったりと、産業振興課の中でも水産のグループであったりというふうにしておりますが、その研修会へ呼ぶ方につきましては、大和村内で加工を行っている方、またそれに興味がある方、そういった形で幅広く声を掛けたいと思っております。担当の部署部署は少し違いますけども、新商品を開発したいという思いは一つでございます。以上です。

○3番（蔵 正君）

多くの方を、関係者を呼んで研修会を広めていく、その人たちにも自分たちなりのアイデアのある加工品を開発してもらうというのは一つのもちろん手ですし、それも今後続けていかねばいけないと思うんですけど、私がお願いしておきたいのは、そこでまたそういった人たちに、そういった関係者に今日学んだことで頑張っただけじゃなくて、大和村がよしこれを売っていこうと、いえばこれもひらとみの商品と思ってもいいと思うんですよ。ひらとみとしての商品、そうじゃなくても、必ず完成品まで一緒にそのチームで、魚介類だったら魚介類の完成品、農産品目だったら農産品目のそういった完成品を、お菓子だったり、レトルト食品だったり、いろいろあると思いますけど、よしこれが大和村のあれだと思える、大和村のストーリーもちゃんとあって、おみやげに自信を持っておみやげが出

来るような商品を完成させるところまで、一緒に取り組んでいくという考えでいらっしゃると思いますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今年度、いくつかの取り組みを予定しておりますが、それもただ研修で終わるのではなくて、最終はやはり商品化までこぎつけなければ研修の意味もございませんので、もちろん商品化を目指して取り組みたいと思います。

○3番（藏 正君）

ぜひ、これも公設民営みたいな考えで、一緒になって、要するに個人では原材料費とか賄いきれないんですよ。だから、その完成品が出来るということは、それまでのレシピみたいなそのあれができるわけで、そういったものが出来たときに、それをじゃあこれはひらとみでやりましょう、じゃあこれはどこどこのグループで作りましょうとかいう、そういった形でやっていかないと、また個人任せになると、思い切った商品が出来てこないと思いますので、ぜひ完成品まで一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

最後に、小学校のあり方について、村長と教育長から、教育長からまたすごいたくさんの方の答弁をいただきまして、なるほどなというふうに思っているところです。でも、私が今回これを取り上げたきっかけというのは、議会報告会とかで回っていても、数名の方なんですけど、数名の方からもうこんなに少なかったら学校に行かせたくないとか、もうちょっと引っ越しも検討してますとかいうような話を聞いてくると、それが3名のうち3名がそういったことを言うんですね。そしたら、あれ、もしかして大和村は保護者の意見というのを聞く機会を今までもってたのかなということを考えたんですよ。もしかしたら、大和村はPTA研修大会とか、もちろん毎年やっていますが、村当局も教育委員会も議会も、保護者の意見というのを聞く機会というのを提供したのかなと思ったら、やってないような気がするんですよ。だから、毎年やっぱり何らかの形でどこかが、もしかしたら議会の役割なのかなと思ったりもしていますが、そんな形で保護者の意見というのをやっぱりいつも吸い上げてこなかったんで、ちょっと保護者とか子ども不在の中でいろんな形が決まってきたんじゃないかなと思われてならないんですよ。そういった保護者の意見を聴取してきたか、してきてないかというのは、大和村の中で、村長、どのように思われますか。保護者の意見というのが、意見をずっと聞きながら今の環境があるのか、保護者の意見はそう言われたら、聞く機会を設けてなかったと思うのか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、議員がおっしゃるように、我々が特にそこに限定して保護者の意見を聞いたことがございません。そういう中では、一部の意見の中で、ああそういう保護者の意見もあるんだなということは聞いたことがございますけれども、子どもが学ぶ機会の別として、ほかの意見に関することについては、集落座談会なりで意見が出る、そしてそれを我々は確認して、そのことが本当にどう困っているんだということは確認をしながら、我々としては必要性をあの中では取り組みをしていくということがあったわけでございますけども、改めてどこが先導してその意見を聞くのかというのは、我々としてもただ意見が来ないから何もしないんじゃないくて、我々もやっぱり学校を訪問する中では、やっぱり感じるものがありますので、今後どういう形にしていってほしいのかというのは、やっぱりいろんな人からの絡みがありますので、そこらへんを情報収集のあり方は我々も考えていかなければならないというふうに思います。

○3番（藏 正君）

教育長にも同じことを伺いたいんですけど、各ほかの地区も回ってこられて、そういった保護者の意見を聞くという、収集しているかどうかという点について、どんなものなんですかね、大和村は。

○教育長（晨原弘久君）

基本的には先ほどお答えいたしましたように、現状を見守りながら、そういう声が圧倒的大多数として寄せられた場合は検討することになるのかなと思います。ただ、今の段階で先導を切ってやりますと、これがもう憶測を呼んだり、一人歩きしたりしますので、繰り返しですが、今、現状を見守っていきたいと思っております。そして、いつなのか、それはわからないけれども、将来的にそういう声が圧倒的大多数になってきた場合は、こちらでも検討することになるかなと思います。以上です。

○3番（藏 正君）

就任早々に、ちょっと難しい意見だったかもわかりませんが、私も自分の子どももまだ高校生で、PTAに携わってたりしてきた中で思うのが、やっぱり保護者が子どもに対する思う気持ちっていうのは、ものすごく強いものがあって、地域のことも大事なんですけど、果たして地域が、学校がなくなったら地域が廃れるとよくいいますが、学校だけのせいなのかと思ったりするんですね。学校が廃れるから地域が廃れると考える時期というのは、もう到底前に過ぎてて、もしかした

ら子どもたちとか保護者の意見というのは無視されてきたんじゃないかなと思うところがありまして、これをじゃあ村当局に保護者の意見を聞きなさいよというのではなくて、教育委員会にそうしたらどうですかっていうことでもないような気がするんですよ。何か難しいような気がして、これはだったら議会でやりますというわけでもないんですが、そのへんを踏まえてというか、自分は議会にもそういったことをするべきじゃないかなということは提案していきたいと思いますが、当局におかれましてもそのへんの保護者の意見というのをどのように捉えるのかというのは、心にとめおいていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、3番、藏正君の一般質問を終わります。

次に、1番、前田清和君に発言を許可いたします。

○1番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります2点ほど質問させていただきます。しばらくの間、お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず1点目は、先ほど藏議員からも質問がございましたけど、農業振興についてお伺いいたします。大和村の耕地は主に急な山地で構成されており、広い平地が少なく、奄美の基幹産業といわれるサトウキビや肉用牛の農家はなく、スモモ、タンカンを主とした果樹農家と、野菜農家で構成されています。このような中、本村の農地の状況を拝見しますと、村全体、福元地区を含む総面積6,505筆に対して、再生利用が困難な荒廃農地4,395筆、耕作放棄地率61.7%。福元地区においては、総面積274筆に対して、再生利用が困難な荒廃農地114筆、耕作放棄地率38.8%となっています。また、遊休農地の発生・解消状況を拝見しますと、平成29年度8万5,165平方メートルの発生に対し、5万6,796平方メートルの解消。本年、令和元年においては、7万4,318平方メートルの発生に対し、1万8,792平方メートルの解消となっております。毎年毎年、当局職員の御尽力により、いくらかは解消されていますが、未だ遊休農地の発生率のほうを上回っている状況にあります。今後ますます農業従事者の高齢化に伴い、遊休農地、耕作放棄地の増加が懸念される。行政として何かしらの抜本的な改善が必要と考えられるが、村長の答弁を求めます。

次に、農家の後継者不足、若者の農業従事者育成についてお伺いいたします。本村の農家戸数については、2015年の農林業センサスにおいて、総農家戸数170戸、うち販売農家72戸、自給的農家98戸となっておりますが、さらに5年前、2010年の農林業センサスにおいては、総農家戸数186戸と、多少ではあるが減少傾向にあります。また、年齢別の農業就業人口、自営農業に主として従事した世帯員数であります。総数90人に対して、65歳以上の方々が68人と、65歳以上の占める割合が75.6%と、非常に高い高齢化率となっています。このような数字から見ても、本村の農業の基盤は高齢者によって支えられていることがいえます。今後の本村の農業振興を進めていく上で、当局、私たち議会も真剣に取り組まなければいけない時期にきています。本村の農業従事者の状況を、まずは現状を維持し、増大させるためには農業のやりがい、楽しさを普及する対策を考え、新規の就農業者が育っていくような取り組みが必要だと思いますが、村長の答弁を求めます。

2点目は、企業誘致についてお伺いいたします。本村も含め、各地方自治体の企業誘致活動に関する取り組みについては、ほぼ8割の地方自治体で行われています。企業誘致の目的、企業誘致に期待する効果については、雇用機会の確保、税収の確保といっても過言ではありません。本村においても、企業誘致の取り組みがなされ、空き地、遊休地等の収集・提供、また特定の業種・業態等に絞った優遇措置の実施、条例規制緩和の実施等々上げられるが、本村においては何はともあれ、村長の積極的なトップセールスの展開には心から敬意を表するところであります。しかしながら、企業誘致活動における課題としては、土地利用規制、農地転用などが厳しく、受け皿整備が難しい、交通アクセスの向上などが上げられ、本村にとっては非常に厳しい条件の中にあると思われます。そうした中ではありますが、人口減少に歯止めをかける上でも、雇用の場は必要であります。来年以降、企業誘致があるのか、また今後どのような取り組みをなされていかれるのか、村長の答弁を求めます。

次に、本村にある既存の企業について、当局として今現在どのような取り組みをなされているのかお伺いいたします。本村における企業は、建設業を省くと数社しかありません。厳しい立地条件の中、村民の雇用の場をつくり、財政面においても本村にとって大きな貢献をされております。しかしながら、村内の企業者からは非常に今後厳しい状況にあると耳にしました。今後、行政としても企業の存続の上に何かしらの対策・対応を検討する時期にきていると考えられるが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席サイドより質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えします。

まず初めに、農業振興についての農業従事者高齢化に伴う耕作放棄地の抜本的改善についての御質問でございますが、高齢化による耕作放棄地の増加につきましては、本村のみならず全国的な問題となっており、どの自治体も抜本的な改善策を見出せていないのが現状であります。

本村におきましては、農業委員農地利用最適化推進委員会が中心となって実施しております農地利用状況調査の結果に基づき、新たに発生した遊休農地の所有者に対して、今後の農地の利用について意向調査を行っているところでございます。また、個別に役場や農業委員に農地の相談があった場合には、総会におきまして情報の共有を図り、借り手の掘り起こしを行っているところでありますが、現在は高齢等により農地を貸してもいいという方のほうが多く、新たに農地を借りたいという人が少ない状況でございます。そのため、耕作放棄地を解消しても新たな耕作放棄地が発生し、結果としてなかなか減らないのが現状にあるところでございます。

次に、2番目の農家の後継者不足、若者の農業従事者育成について、どのようなお考えなのか、また今後どう取り組まれていかれるのかとの御質問でございますが、現在、農業従事者の少ない本村では、専業とすることが難しい状況から、新規就農希望者も大変少ない現状にあります。農業をもっと魅力あるものに、農業で儲かるというイメージに変えていかなければならないと考えております。そのために、行政の営農指導や研修会の開催、認定農業者を活用した指導、合同会社ひととみで雇用し、実証農園を研修の場として活用するなどの方法があるかと思っておりますので、果樹の村再生のため、今後とも努力してまいりたいと考えております。

高齢者不足解消に向けた取り組みといたしましては、農地を貸したい・借りたい総点検アンケートにより、後継者の有無や所有者の意向確認を行っているところでもございます。今後はアンケート内容を再度見直し、耕作者の把握をするなど、より詳細なデータを収集したいと考えております。新規参入者がいましたら、行政や認定農業者による技術指導も行い、農業経営の確立に努めてまいりたいと思えます。

2点目の企業誘致についての御質問にお答えをします。1番目の来年度以降における企業誘致の取り組みについての御質問でございますが、議員の御指摘のとお

り、雇用の場の確保は必要であると認識をしております。個人にとって安心して生活できるためには、家族を養える収入の確保が必須であると思います。また、企業枝においても、末永く大和村において事業を継続していただくことが重要であると考えております。村といたしましても、今年3月議会におきまして条例を改正し、新たな企業誘致の可能性の幅を広げているところでございます。今後とも多くの村民の方を雇用していただく企業の可能性について、情報収集に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、本村におきましては、光ファイバーの整備も終わりました、企業が入りやすい環境も一つは達成できたのではないかなというふうに考えておりまして、来年度におきましては、具体的な企業からの提案も出てくるのではないかなというふうに私たちも今現在期待をしているところでございます。

次に、2番目の既存の企業に対する取り組みについてでございますが、今年度より奄振事業によりまして、輸送コスト支援事業が工業製品などにも拡充をされまして、大和村においても誘致企業でございます国分電機さんの製品を対象品目として申請をしているところであります。また、平成30年度におきましては、先端設備導入計画を認定をいたしまして、機器導入にかかる事務的支援も行っているところでございます。その他の企業に関しましては、大和村におきましてはプレミアム付商品券事業や元気度アップポイント事業の取り組みで、村内消費向上を図っているほか、奄美商工会のほうで経営指導等も実施をさせていただいております。また、他の団体が実施している補助制度もございますので、今後とも商工会と連携を図りながら取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答えを申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（前田清和君）

先ほど、藏議員が農業振興についてお話をいただきましたので、あまりしつこく聞くこともないですが、1点、2点だけお伺いしたいと思います。

高齢化率、今、その総数90名に対して、65歳が68名と、もう75.6%の高齢化率、本当に今、大和村の農業は高齢者の皆さん方が一生懸命やってくれているお陰で何とか維持できているのかなと思うんですけど、冒頭に申しましたように、大和村は本当に急な山と海に囲まれてて、広い平地がないですね。畑するにしても、笠利とか龍郷とか、そういうところに比べて1人で畑する面積が小さくて、大規模的な農業は実際できないのが現状だと思うんですよ。そこに、よって農家している人も

個人的な畑でやれば、もう自分が自給自足するか、それぐらいしかないので生産向上もまったく出てこないんですね。やはりそこに一つ問題もあるのかなと。もし、こういう高齢者によって遊休農地、耕作放棄地が増えてくる、村内を見てもあちこちにあると思うんですよ。それを先ほど蔵議員は合同会社ひらとみの公設民営化というお話をされましたけど、私はそれを合同会社をやるのもいいんですけど、耕作放棄地、遊休農地を行政のほう为抓手り地主さんと話をして、行政が買い取って、そこを隣にあったのを少しずつ広くして、もうちょっと大々的な農地確保に努めていただければ、もし新しくまた農業をされたい方とか兼業農家の方でも結構です。そういうふうな意識改革にもつながっていくと思うんですけど、産業振興課長、どうですかね、そういうことはできないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今、前田議員がおっしゃられたようなことは、農業委員会の取り組みの中で農地の、今、前田議員がおっしゃったように、農地が点在しているよりは1カ所に集めたほうがいいということで、集積・集約の取り組みは農業推進委員の皆さんを中心に行っているところでございますが、なかなかそれが財産のことでそうするのが嫌だと思っ方もいらっしゃるかもしれませんが、全然ではないんですが、なかなか集積・集約が進まないというような現状が今でございます。

○1番（前田清和君）

確にお年寄りの方は自分がしきれなくても、やはりいづれ子どもたちがしてくれんだろうとか、そういうのがあって、なかなか貸していただける方が少ないことを聞いていますけど、そこはやっぱり行政としてこれから大和村は本当にもう農業をする人がいない、荒れ地放置ばかりになってきたと。やっぱり行政のほうからいえば、地主さんも、であれば、もういづれ荒らすんであったら、大和村で農業をして頑張りたいという人に貸してもいいのかなというふうになると思うんですよ。やはり個人同士で畑の貸し借りとなると、やはりいろいろ気を遣ったりするのかなと思うんです。ですから、そこはやはり産業振興課がしっかり間に入ってもらって、何とか1人でも多くそういう荒れた地を有効活用できるような、そういう取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

行政といいましょうか、農業委員を通して、そのような話し合いがございましたら、当然、農業委員会で現地調査しますので、行政の一つとしてそういう取り組みをしております。前田議員のほうも、高齢の方から管理しきれなくなった農地を借

りてきれいに管理をしているわけですので、そのような方が農業委員の活動の中からそのような声が、貸したい人、借りたい人がマッチングするような、そういった取り組みを行政、農業委員会として今やっているところでございます。もう少し実績が上がればいいんですが、なかなかその実績が上がってこないというのが現状でございますけども、全然ないわけではございませんで、何件かはそのような実績もあるということでございます。

○1番（前田清和君）

ぜひ前向きに検討していただいて、頑張っていたきたいなと思います。

それでは、この次に後継者不足、農業従事者育成についてですが、果樹の村大和村ということを立て、スモモ、タンカン、非常に力を入れて頑張っている果樹農園の皆様方がおられます。タンカンは、奄美群島、この大島本島においても、もうほとんどの各町村で作られているわけですけど、このスモモというのは本当に大和村どこに出しても負けないぐらいの、スモモの村といたら大和村。しかし、このスモモの生産量も今年は過去最低だと、ここ5年間、それは気象状況によってなかなか生産力が上がらないのは、それはもう仕方ないのかなと思うんですけど、やはり本村にとって、これから何か一つ目玉を作っていかなければいけないなと思うんです。スモモ、タンカンじゃなくて、もうスモモだったらスモモ一本、特にタンカンをされてる農家にしたらタンカンをされてもいいですけど、それよりも本村はスモモを育てるのに、やはりもう100%といたらおかしいかもしれませんけど、本当もうこれだけ生産力が落ちたら、もういずれスモモというのは、この本村から消えていくんじゃないかなと。今のうちにしっかりスモモの育成者、若い人を育てていくというのに、もう本当に真剣に考える時期じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

行政として、スモモとタンカンが二本の柱とっておりますので、スモモだけというわけにはいきませんが、スモモが議員がおっしゃるように生産量が、いろいろ助成をしているにも関わらず生産量が落ちてきておりまして、令和元年産は過去最低10トンにも満たないというような現状であるのは重く受け止めているところでございます。原因はいろいろあるかもしれませんが、そういう昔の300トン時代とまではいきませんが、せめて50トンをオーバーするような、毎年安定した量の生産ができるような形にしていけないと、先ほどあった加工品の原料も出てきませんので、まずは生産量の安定化に努めていきたいと思っております。そのためにも現在

は、先ほど言われたように高齢化率が75.6%が65歳以上ということでございますので、そのためにもやはり新規就農、若い方の就農は必要だと思っているところでございます。

○1番（前田清和君）

実は僕も去年から高齢者の方からスモモをやっていただけないかなということ、快くお受けして2年目になるんですけど、僕もちょっと安易に考えていました。スモモは6月が収穫ですけど、年に3回ほど肥料を入れて、この時期に、年が明けて剪定をしたら成るものばかりだと。ですから、そのタンカンとかに比べたら割と素人の僕でも出来やすいのかなというあれで、今させてもらっているんですけど、本当にスモモでしたら、専業農家じゃなくても兼業農家、僕たちでもできるんですよ。30代、40代、サラリーマンでも、公務員でもできるんです。ここにたくさん若いこの場内の公務員の方がいますよね。徳之島とか沖永良部だったら、公務員でもサトウキビしたり、ジャガイモを作ったりとか、別に公務員が農業したらあかんということはないんです。であれば、まずはこのスモモの生産について、この若い公務員の皆様方が、もちろん1日の業務で忙しいとは思いますが、それが毎日じゃないんですよ、スモモでしたら。月に1度、2度、それが年間だから10回、12回、1月に1回行っても12回、草刈り等を入れて。僕は、今、最近そういうことを思っているんです。まずは、当局の職員から身をもって村民に農業育成に頑張っているんだということを見せていただければ、若い人たちも、じゃあ仕事をしながらでもスモモを作ってみようかとなると思うんですけど、村長、村長からそういう推進とか考えてもないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

おっしゃるように、タンカンよりはスモモは管理が大分楽といいますか、手がかからない作物でございます。前田議員はもう少し管理したほうがいいかと思いますが、以前にも蔵議員でしたかね、職員がスモモを1本植えなさいとか、植えたほうがいいんじゃないかというようなことがありました。私も植えているわけですが、タンカンより手間がかからなくて出来ますので、少ない本数でも構いませんので、それが集まれば何十トンかになるわけですから、そのような形でスモモの生産者を増やしていければと思っております。職員に無理矢理押しつけるわけにはいきませんが、勧めたいとは思っています。

○1番（前田清和君）

産業振興課長も率先して農業をしておりますので、そういう方々が1人、2人、

また増えてくれば、スモモの生産力向上にもつながっていくと思いますので、ぜひ職員の皆さま方も御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、企業誘致についてですが、先ほど村長から来年は何かもしかしたら、そういう新しい企業が誘致できるかもと、そういう前向きな返答をいただいて、ちょっとほっとしているところですが、本当に大和村は、もう言ったら村長一人がトップセールスマンであちこち駆けずり回って、何とか雇用の場拡大ということでされているところに、私も議員としてよく感じさせていただいています。心から敬意を表したいと思います。確かに、本当に大和村は平地が少なく、なかなか企業誘致には向かない不条理の場所です。その中、企業誘致、企業誘致というのも、本当に申し訳ないと思うんですけど、とにかくこの企業誘致ができなければ、今その企業誘致以外で産業振興の取り組みって、やっぱり今注目されているのが農商工連携の6次産業とか、今は観光、地域ブランド化、ブランドづくり、企業がなくても、その地域に特色のある、そういうのを一つ目玉に観光客、お客さんに来てもらう。来年夏は世界自然遺産登録がされるかどうかという、そういう時期に来ています。もう僕自身もなかなか企業誘致を、議員になって2度ほどさせていただいてるんですけど、もうこうしたなかなか難しいのであれば、やはり行政としても抜本的に企業誘致じゃなく、本当に村長がいつも言われるように、大和村にはこれがあるんだと、大和村にはこういうのがあるんだと、地域のブランド化をしっかりとやはり見だしていくことで、大和村に住んでみたいとか、大和村は企業はなくても、こういうところにすごい魅力があるなど、それが人口増大につながってくるのではないかなと思うんですけど、そういうふうに視点を変えてみるのも必要じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

確かに議員がおっしゃるとおり、企業誘致というのはなかなか難しいものもあると承知をしております。この前、午前中の質問の中であげられたのですが、11月23日に防災センターで開催された世界遺産推進シンポジウム、その中でも観光と文化の両立などのことなどがテーマとして開催されております。大和村にある文化を守りながら、そして環境保全をしていく。そういったことが外部の方からはかなり魅力的に映るものだと思っております。大和村としてどういうふうな取り組みができるのか、また我々も考えていかなければいけないと思っております。

○1番（前田清和君）

ぜひ企業誘致、しつこく言いますけど、今後とも雇用拡大に頑張ってください

て、企業だけでなく、やはり本村がこれから世界遺産登録に向かって注目されるような、大和村独自のそういうブランド化とか、特色ある村づくりに頑張っていたきたいなというふうに思います。

最後になりますけど、今、本村に企業が数社あると思います。先ほど国分電機には輸送コストの助成もしていただけると。いろいろ話を聞きますけど、実は大和村で、村内雇用を村民20人ぐらい雇っている会社があるんですけど、その会社が今現在、本村で仕事をしているんですが、もうこの仕事が終わる次第、自分たちはもう仕事がないと。であれば、内地業者ですので、もうそろそろ撤退も考えるという話も聞かせていただきました。本村にとって、年間、企業からの一般財源に入る税金というのは何パーセントぐらいあるんですか。ちょっとわかりますか。多分1%もないのかもしれませんが、その税金、村内にある企業から少ない一般財源に入ってくると思うんですよ。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。その企業からの法人税になろうかと思いますが、それが一般財源における収入額は何パーセントかという、大変申し訳ございません。即答はできないところになりますが、調べてからまた御連絡したいというふうに思います。

○1番（前田清和君）

やっぱり企業というのは、働いている場の雇用と、やっぱり村にとっては税金の確保につながっているんですよね。ただ、今そのある業者さんというのは、本村にとっても大きな雇用の場を提供してくれています。その会社が例えば撤退となると、そこで働いている村民というのも、本村にこれからずっと住めるのか住めないのか、そういう不安もありますし、人口減少の大きな問題になってくるのではないかなというふうに思ってるんですよ。ですから、やはり世界自然遺産が登録を間近に向かって、もうその企業が今どういう現状であるか、これから本村にとって必要であるのか必要でないのか、これはやっぱり当局としてもしっかり企業に対応していかなければいけないんじゃないかなと。もう撤退していなくなってから、ああどうしようじゃ、もう遅いのではないかなと思うんです。ですから、そこらへんは本当慎重に検討していただいて、すぐすぐは撤退とかいうことはないかもしれませんが、いずれもうそういう時期が来るのかなと。それで、撤退した後に、ああ手を打つとけばよかったとか、ああもっとこうしとけばよかったとか、そういう手遅れのないように、やっぱり今のうちから常に前向きに、そういう企業とか、そうい

う業者に対しては、検討していただきたいなと思います。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村としてできるものは検討していきたいと思います。

○1番（前田清和君）

最後になりますけど、農業振興、企業誘致、2点ほど質問させていただきましたが、私たち議員ももう4年目を迎え、来年は改選となります。この4年間、村当局、そして議員の同僚先輩方と一緒に務めさせていただいて、本村のためにできたことが大変嬉しかった。また、新しい令和2年という、新しい年を迎えますので、どうぞ皆様方もよいお年を迎えられますよう、心から願って質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（勝山浩平君）

これで、1番、前田清和君の一般質問を終わります。

トイレ時間などのため、休憩を取りたいと思いますけれども、2時55分から再開をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時53分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

では、時間前なんですけど、全員お揃いですから、一般質問を再開いたします。

6番、民文忠君に発言を許可いたします。

○6番（民 文忠君）

こんにちは。

通告をしてあります3点についての質問を行います。

まず最初に、資料館建設について、以前にも資料館建設についての質問をしていますが、再度質問いたします。以前の説明では、役場の裏側に建設予定地と聞いていました。その場所が急傾斜地区に入っているために断念をしなければならなくなり、代替地が見つかり、ほっとしているところです。同僚議員の質問では、3から4年先だとの村長の答弁だと記憶しています。予算の関係上、早めにとということも言えないと思うのですが、私が資料館建設を叫んでいるのは理由があるのです。大和村の盛岡家、和家の古文書などは大学教授が奄美博物館に勉強に来ているようです。

そこで、盛岡家の家族と話す機会があり、本人たちも心配していることがあるとのことでした。自分たちが元気なうちにはいいが、子どもの代になるとどうなるのかと思うと心配だと話していました。一日も早く資料館が出来れば、大和村に寄託させたいとのことでした。村長にお尋ねしたいことは、資料館建設は3、4年なのか、また早まり2、3年で出来ないかということをお尋ねをいたします。

2点目に、学芸員が必要と思うが、資料館を造り、資料館を展示するだけにならないように、大和村に学芸員が必要と思うが、村当局はどのように考えているのか。現在、教育委員会には学芸員の資格を持っている職員がいるのか。私が聞いたことは、職員が資格がないのなら、資格を取らせるか、募集するか、早めの対応が必要と思うが、村当局の考えをお尋ねをいたします。

3点目に、津名久村営住宅トイレの改修工事について、9月議会に同僚議員から質問をされています。トイレの改修工事について、住宅に入るときにいろいろと約束事を文書で配付資料があると思うが、約束事が守れているのか。住人が汚水が漏れ、気持ちが動転していたものと思われる。そのために、役場に電話を入れて助けを求めてきたと思います。その中で、仕事を始めるときに、住宅を借りている住人に、条例で決められていることを話したりしたのか。工事が済み、支払い村当局が支払いしたのか。私が聞きたいことは、条例を重視したのか、条例が守られていたなら、工事代は個人持ちになるはずですが、いかがでしょうか。完納、解決できているのかをお尋ねをいたします。

また、自席から、質問があればしたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの民議員の御質問にお答えをいたします。

まずはじめに、資料館の建設についての御質問でございますが、質問にもありましたように、現在、奄美博物館へ寄託させていただいている文化財がございます。お話にありました和家文書などの古文書等の奄美市へ寄託して預かっていただいているものは、大和村所有の和家古文書の67点と、ほかに個人所有の盛岡家の166点を保管室のある奄美博物館に保管をしていただいております。湿気や光により劣化してしまうことから、湿度調整等の完備されている奄美博物館へ寄託している状態であります。また、ほかにも大和村出身者のほうから奄美博物館へ寄託されているものもございますが、大和村に資料館が建設された際には、大和村へ寄託したいという話もございます。大和村にふさわしい資料館の建設へ向け、既に資料館のある市町村の特色を参考にし、児童生徒の統一的な面、生涯学習的な面、教育観光の

面、保存活用の面、有機的・機能的な面から、文化拠点施設として文化財保護審議委員をはじめ、専門家で構成した設置委員会を発足させ、構想を立てた上で活用しやすい資料館づくりを目指したいと思います。財政的な面などもございますが、議員の御質問にもありますように、建設年度についてはまだはっきり申し上げられない現状でございます。私たちといたしましては、しっかりとした構想を立てることが重要であるということでございまして、しっかりとした資料の整理等も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の学芸員の必要性についての御質問でございますが、資料館完成後の古文書の説明だけでなく、歴史・文化基本構想や現在の大和村の文化財の情報のまとめ、その分類、歴史的背景の分析など、今後、大和村の魅力発進のためにも専門的知識をもった学芸員は必要であるというふうに思っているところでもございます。今現在、教育委員会のほうには在籍はしておりませんが、大和村の職員配置などとも関係がございますので、十分に学芸員の配置について協議・検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の住宅トイレ改修における費用負担についての御質問にお答えをいたします。大和村村営住宅の設置及び管理に関する条例の中で、第22条に修繕費用の負担として3項まで明記をされており、そのほか同条例第23条には入居者の費用負担義務についても明記をされているところであります。今回の住宅におけるトイレの改修費用につきましては、原因といたしまして、結果、入居者が誤って携帯電話を流してしまったことで、配管等の修繕が必要になったものでございます。その事実確認を入居者へ聞き取りを行っており、トイレが使用できないことで緊急性もあり、村におきまして改修をいたしました。そこで、9月議会におきましても答弁をさせていただきましたが、条例にあります修繕費用の負担につきましては、入居者の責に帰すべき事由とありますが、人為的過誤やミスによって修繕が必要とする場合には、現地調査及び聞き取り調査等によりまして判断をさせていただきまして、入居者と協議の上、場合によっては入居者の方に修繕費用の負担も必要になってくると考えております。

また、本人の負担につきましては、2番目にございます質問と関連がございますので、併せてお答えをいたします。改修費の本人負担及び改修費用における解決についての御質問でございますが、今回の改修費用につきましては、9月議会以降、担当課において入居者本人と協議を行い、改修費用の総額における一部負担を入居者本人が支払うことで了解を得まして、対応をさせていただいております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（民 文忠君）

資料館建設については、村長からは説明を受けたんですが、村長の質問の中で検討委員会など設置してやるということ、この年度ははっきりできないということですが、それも予算とかいろいろあるものですから、それはそうだと思いますが、村長の脳裏にはあと何年ぐらいかかると思いますか、村長。この資料館を造るのに、だいたい何年ぐらいという目途は立ってないですか。何年ぐらいでやるかという村長の思いはありますか。

○村長（伊集院 幼君）

今現在、村が計画しておりますアマミノクロウサギの飼育施設や、道の駅構想、そして資料館ということで、言ってみると村にとっては大型プロジェクトではないかというふうに考えておまして、順次、来年度、世界自然遺産登録を迎える中で、我々としてはアマミノクロウサギの施設が先に進めるように今やっております。資料館も大事だとは認識はしております。これがいつになるのかというのは、建設予定地につきましては、前回、この議会の中でも私が説明申し上げたように、この和家のこの土地についてはどうしても危険区域から外すことができないということで、建物を建てるのが難しいんじゃないかという結果が出ておりますので、今、野生生物保護センターの前の土地がいくらか確保できたために、あそこを整地する中で、我々としてはそこに建てれる面積なのかどうかということを、再度、我々も検証した中で年次的な我々としての将来の計画の中で、この歴史資料館の建設の年度を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（民 文忠君）

村長の計画があるものですから、議会から言われたとしてもなかなかはいと言うこともできないと思っておりますので、5、6年かかったとしても、出来ることは確実性があると思しますので、これはもうこれでおきたいと思います。

それと、この学芸員、私たちも小値賀島に行きながら、この小値賀島の資料館などを見学したときに、その中に学芸員さんがおって、いろんな小値賀の説明をしたりして聞いたんですが、やっぱり村長が言われたように、この古文書というのも湿気に弱い、何かいろいろ虫にかまれたらいけないということもあって、いろいろ大変だということは聞いております。けれども、やっぱり本人たちが心配しているように、やっぱり大和村に返したいという気持ちですよね。それを大事にして、この

古文書が早く大和村の歴史のある古文書だということを聞いておりますので。

それと、村長、この古文書の勉強などに奄美博物館で、毎月、学芸員の方なんか勉強してるんですね。そこに派遣をして、勉強させたりすることはできないですか。もし、教育委員会に誰も免許をもっている人がいなかったら、そういうこともできるという話を聞いてるんだけど、学芸員の方なんかと勉強して、やっぱり向こうに大和村の和家とかも、盛岡家の古文書がありますから、それを向こうで勉強させて、もしここに建ったときは、すぐ戦力として使えるような体制も組んでもらえればなという思いでおりますが、村長、いかかですか、この件。

○教委事務局長（福山 茂君）

民議員から今ございました古文書の解説の勉強会、それにつきましては私ども教育委員会、それと文化財保護審議会のほうで奄美博物館のほうにお邪魔しまして、いろいろ教えていただきました際に、そのお話はございました。その中で、大和村の方も、大和村出身の方がそちらのほうに行っていらっしゃるお話も聞いております。教育委員会としましては、できたらそういうその勉強会などに、教育委員会、文化財保護審議会で行った際にそういうところに行ける時間をつくれれば関わっていきたいなという話もしております。それはあくまでも教育委員会文化財担当のその勉強として行かさせていただきたいと思っております。ただ、なかなか時間帯等がありませんので行けないところでございますが、いろいろそういう情報なども集めて、それは考えてまいりたいと思います。

○6番（民 文忠君）

これは、この専属に教育委員会におる人が行って勉強して、その資料館が出来たときには戦力的で向こうに行くとか、そして一つだけ、建設課に政君ですかね、その子はちょっとこれの勉強したことがあるという話などを聞いているんですが、村長なんか聞いてないですか、その件。

○教委事務局長（福山 茂君）

建設課の職員が学芸員の資格を持っていることは存じております。ただ、やはり職員の配置上、なかなかそういうのは難しいことかと思っておりますが、それにつきましてはまた将来的な話、どうなるかということはまた検討が必要だと思います。

○6番（民 文忠君）

村長にしろ、教育委員会の課長にしろ、知ってはおられたんですね、その件は。そしたら、やっぱり村長も言われたように、やっぱり配置の件があったり、何じゃ

かんじゃということがあるということですので、それはやっぱり戦力的にそのような勉強をした方がおられれば、やっぱり大和村からの振興会館で勉強などさせて、次の戦力となるような勉強もさせたいかかなという思いであります。村長、この件、勉強に出向させるということなどはいかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

私が先ほど答弁で申し上げましたように、本当は早くその職員を、私も行かす予定で考えてはいたんですが、まだ私たちのちょっと職員の絶対数が足りないために、もうしばらく時間がかかっておりますけれども、早めに古文書がある奄美博物館に前もって、やっぱり勉強しながら、以前から出ておりますこの直川智翁のやっぱりこのサトウキビの発祥の地の大和村を早めに我々としても情報発信の一つに仕掛けたいと思っております、どうですかね、早い時期に我々もその対応をしたいというふうに思っております。

○6番（民 文忠君）

村長からも、もう早めの対応をしとくということですので、館が出来てからのことだと思いますけど、あと5、6年はかかるかなと。これは自分の判断では、そう見ております。資料館の建設を急いでもらって、またそれからこの学芸員の件もしてもらえれば有難いかなという思いであります。

次に、津名久の住宅のトイレの件についてですが、これはもう污水があふれ出てきたら、それは誰もがびっくりして村に、自分がわからなくてしたことだろうとは思いますが。けれども、そういうことをして村に電話が来た、村はそれに対応する、それはもう当たり前のことですよ。だけれども、その対応をする前に、原因は調べられないものですから、工事も請け負ってさせたと思いますよ。その工事を請け負わせる前に、本人にどういうことだったのかと聞かないと、隣のトイレがどうもない、この家だけがするというのは、やっぱり本人などの何かの不手際ですよね。おむつをかけた婆ちゃんたちがいて、爺ちゃんたちがいて、おむつのパンパースを流したというんだったら、それはもうわかるんだけど、まだ何もそれほど若い人だと思ひ。それと、このトイレがあふれ出て、トイレから脱衣所、脱衣所から炊事場まで流れて、みんなそれを工事をしたのか、どうですか、この点。

○総務課長（政村勇二君）

工事の内容につきましては、集排につながっている便器からの配管、そしてまた、その便器を取り替えるための便器の工事、改修内容と聞いております。

○6番（民 文忠君）

まあ脱衣所とか、そういうのは関係なかったということですね。

そしたら、電気の大きなコンプレッサーを持ってきて研ったりしながらしたということであり、その工事費が全体でいくらかかったのか。

○総務課長（政村勇二君）

改修費の全体改修費用といたしまして、49万4,860円かかっております。

○6番（民 文忠君）

それと、自分の不手際でしたとはいえ、やっぱり本人などに全額支払いを命じるということは、情けがあるものだからできなかったんじゃないかと、私は思っています。けれども、条例重視、やっぱりあながちこの場内における職員の方々は、みんな何をするにも条例が先じゃないかと思いますね。条例を100%覚えとる人は誰もいません。何か問題が出てきたときに、この例規集を開いたりしてやるものだとは私は思っていますから、そのときに条例を調べて、ああこれは条例に引っかかってないかとか、そういう判断はしなかったんですか、判断。

○総務課長（政村勇二君）

まず、そのトイレの改修につきましては、当初の原因が、その詰まりの原因がわかっていれば対応できたかもしれませんが、結果、その修繕をずっと便器のほうから改修を確認していくと、結果、携帯電話が詰まっていたという話を聞いております。ですので、改修した後に本人の責があったのかなというところではあります。その条例の中身につきましては、大和村村営住宅の設置及び管理に関する条例の中で、入居者の責に帰すべき事由といたしますのは、その過失、どれだけ責任があったのか。あえて言いますと、それがわざとだったのか、過失があった、過ちでなったものかというところの判断になってくると思います。こちらの判断といたしましては、携帯電話に関しましては、ガラ携といわれる携帯、またスマートフォンといわれる携帯、それが1万円から、またスマートフォンに関しましては10万円を超えるものもあるというふうに聞いております。そういったもの、一つの財産であるものをわざと流すようなことはないであろうという判断から、全額の請求はなかったものでございます。

○6番（民 文忠君）

もうなかなか、条例に従うということが難しいのかな。私たちは、自分の過失であれば、自分が支払うものと思っています。当局の方々も本来ならそのように思わないといけないんじゃないですか。自分の過失、酔っ払ってしたのか、トイレにぼけて持って行って落としたのか、それはもう自分の不始末ですよ。

それと、この49万4,860円、その中の何割を個人負担させたんですか。

○総務課長（政村勇二君）

個人負担の総額は5万5,800円、割合でいいますと1割強、11.36%になるかと思っています。

○6番（民 文忠君）

1割負担か、そういうものなのかな。それで条例重視をしたといえるのか、私は不思議でならないです。これはもう人の気持ちは、それはもうみんなミスだからいいんだよと言いたい気持ちはあるんですよ。それを村民がわかったときに、それは5万5,800円というのは、水洗のトイレも込みですよ、ウォシュレット。水洗トイレなんていることは、3万5,000円も4万円もしますよ、安いので。高いのは15万円もしますが、それをもし3万円のを買ったとしても、あと2万5,000円ですがね。そんなので村民が納得しますか、皆さん。村長、納得すると思いますか。前々から私はようその条例のことについてよく言っておりますけど、条例は守らせるためでしょう。それがなければ、職員の皆さんの仕事もうできなくなるわけですよ。何かのときは条例があったから、自分なんかこうしましたよと言われるじゃないですか。国は国の決まり、県は県の決まり、村は村の決まり、そういう決まりがあって初めて運営できると私は思っていますよ。だけど、どうしてこの住宅にはトイレのウォシュレットも付いてないと思うんです、みんなね。自分たちも自分の家には自分で金をかけて造るわけですから、そうじゃないのにそれは本人からウォシュレットトイレを造ってくださいと、設置してくださいという要望があったんですか。

○総務課長（政村勇二君）

本人からの要望ではなく、同等の改修する前にウォシュレットが付いていたため、同等のものを改修してしまったというところでございます。

○6番（民 文忠君）

これはあんまりそこが良すぎるんじゃないの。自分の不始末で村に工事をさせたりして、そして自分がウォシュレットを付けた、同等のを付けなさいなんて、それは勝手ですよ。大和村の住宅にウォシュレットを付いとる住宅が1軒でもありますか。村が付けた住宅がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

村がウォシュレットを付けた住宅はございません。

○6番（民 文忠君）

それはもうどこもありますと言うんだったら、おかしいことになりますね。それは付いてないはずですよ。まあそのことは、もう今からだったら何があっても、もう村はものが言えないんじゃないかと。村民にみんなに知れたら、どうして答えますか。前から付いとったからやったと、そしてこのお金は5万円ぐらいのお金で、それで付けてやって、あとの残りは村が全額負担、村民が納得するとは私は思いませんが。まあそれも村長の権限があって、村長がもうそんなにしときなさいよと言ったのかもわかりませんよ、それは。村長がそう言うのであれば、もう仕方ない。村長の権限がありますからね、条例の中にも。村長が何とかかんとかしたら、村長のあれが書いてありますから、これは村長が指示したんですかね。その5万5,000円という指示を。

○総務課長（政村勇二君）

その決まり事、条例の中での解釈の話になりますが、条例第22条の第3項、修繕費用の負担というところに、この入居者の責に帰すべき事由、この言葉がありまして、これはやはり聞き取り調査をした上で、先ほども申し上げておりますが、やはりわざとであるようであれば、それは全額負担の可能性が出てくると思っております。ただし、その過ち、過誤、ミスによりますものに関しましては、本人と協議の上の費用負担になってくると思っております。また、その入居者の責に帰すべき事由、責められる理由や落ち度、過失、過ちのことであると思しますので、そこがもしわざとであれば、何度も言いますが、やはり全額負担の可能性があると。先ほど申し上げましたが、携帯電話をトイレに持ち込んだこと自体は、やはり責任はあると思いますが、それをあえてわざとそういった所に流すということはしないだろうという判断で、先ほど申し上げました条例第22条の3項、入居者の責に帰すべき事由の判断とさせていただいたところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

これは我々は事後報告があった案件でございまして、それはなぜかと申しますと、やはりそのものが後で詰まっているということで、そういう障害が出ているから対応しなければならないというのがあったものですから、我々も放っておくわけにはいかずに、早く対応しようということで一応行政として、議員がおっしゃったような形で対応したわけでございます。その後、後々、我々も調査をする中で、やっぱりどの程度の割合かというのは、なかなか我々もちょっと出しにくいことがあったものですから、最低限、その先ほど議員がおっしゃったウォシュレットにつきましては、もともと付いてないものですから、勝手に本人が付けたものは我々は

補償することはできませんよということは申し上げて、原形のままのものを我々は基本的には戻すという基本の中で一応割合を決めさせていただいたわけでございます。我々も今後こういうことがないように、しっかりどういう形で、ただ条例のこの過失割合というのはなかなか難しい判断もございます。我々もあまりその入居者に寄り添うわけにもいきませんけれども、議員がおっしゃるように、やっぱり過失は過失として、やっぱり個人責任をしっかり持たせなければならないということもあろうかと思います。我々も今後またそういうことがないように、しっかりとした対応をさせていただきたいと思います。

○6番（民 文忠君）

なかなか、5万5,000円じゃなくても、20万円でももらってもらいたかったですよ。何で自分でウォシュレットを付けてから、それは当たり前かもしれない。けれども、自分のミスだろう、それは自分のミス、誰に聞いてもミスと言いますよね。もうそれは課長が言うように、トイレに電話を持って、わざと落とす馬鹿はおらんですよ。10万円もする電話ですから、今ね。そんなする馬鹿はおらんけど、これは自分のミスですよ、私に言わせれば。

それと、やっぱり言うところは言う、もらうときはもらう、あなた方の使命だと私は思いますよ。強い人には弱いじゃいけないですよ。弱い人には手助けをしてくださいよ、強い人には、もうちょっとやりなさいよと言いたいですよ、私は。そうしないで、もう何回も何回も言いたくないことも言わなければならない。何を役場の係の連中が、何をかばってやってるのか不思議でならんですよ。かばいというか、何かそんなのを疑うしかないです。村民に聞いても、村民の誰かもみんなに聞いてごらん。何でという人がおるよ。聞いたことがないでしょう、課長なんかも、別に自分なんかに関係ないことを。それと、自分なんかのお腹は痛くないんだよ。何十万の金でも、自分なんかのお腹に一つも痛くない。村がみんな持つわけだから痛くないから、そういう簡単な判断ができるんじゃないかなと思いますよ。自分の身銭を切ってやるんだったら、もうそんなの納得いかんから、おい、村長、副村長、課長、あんたなんかとこのもう残りの金はみんなで分散して払ってよというような、払ってごらん。自分の身銭を出すのは痛い。前から私は、この身銭を切つてすることは痛いからできないよと、ミスはミスでその人なんか置き直すのが常識だよということは言っていますよね。課長はまだ知らないけど、副村長も村長も、前もそういう質問をしたから聞いと思うんだけど、言いたくないことが。言いたくなかったら言わんければいいよと思うけども、言わなければ自分の腹

にそんなむやむやを置いてもう終わることもいかんからね、やっぱりそれから村民にどのようにそういうことがあったが、どのようにしたのと聞かれたときに、ああもう村は5万5,000円で話はついたみたいよと。ええ、5万5,000円、何でそれほど安いのと。工事をさせとって5万5,000円ていうことはないだろう。それはここにおる人、何人かそう思うかわかりません。私は思っております、そんなに。本人と話がついた、そして本人からも支払いがあったという話をしとるけれども、それはもう本人にしてはもう万々歳ですよ、5万円で済んで。今から先、どこかでまた同じようなことが起こると思うんだけど、50万円ぐらいの工事費がかかったとしても、もう5万5,000円でいいですよ、そう言わなければならないようなことになりはしないですかね、そのようなことをしておれば。

○総務課長（政村勇二君）

その金額ではなくて、先ほどから何遍も申し上げますとおり、わざとであれば全部請求するべきだと私は思っております。ですが、その過ち、やはり過失、そういったものに関して、そこは間違ってやったものに関して、やはり50万円請求できるのかという、50万円に対しての5万円なのかと言われると、そういうことではなくて、先ほど条例にもありますが、本人の本人の責に関する事由、このことに関しての責任がどこまであるかというところを判断させていただきまして、本人負担があるのかないのか、それが一部負担なのか、全額負担なのかということ来判断させていただければというふうに思っております。

○6番（民 文忠君）

これは、課長、本人とはもう決着したの、こういう条例がこんなにあるから、こうだよという話はしたの、本当に。そして、本人は納得したから金を払ったんだと思うけれども、あなた方はそれで納得ですか。条例が、みんなに村民に納得させられますか。そのことをマイクで放送して、こうこういうことがあったんだけど、それは5万5,000円、お金をそれはそれで本人からもらいましたと、そして村はそれで納得しておりますということを放送できますか。そしたら、誰からか、また村に何でだよということが来ないかね。もう一般の人なんかは、なかなかいろんなことを知ったとしても、なかなか言えないですよ。言わない、はっきり言って。自分なんか立場上、言わなければならない立場。だから、課長なんかになんかに言っ、私は嫌われますよ、言う人は。誰もあんなに言ったからて、好かれる人はいませんよ、嫌われるだけです。あえて嫌われることを言わなければならない、残念だけれども。村長以下、ここに職員がおられるが、一人ずつ、この条例はどうしなけ

ればいけないということを言ってください。守らないでいいのか、守るのか、少しでも。

○総務課長（政村勇二君）

条例は守るべきものであるための条例でありますので。

○村長（伊集院 幼君）

これは議員のおっしゃるように、守らなければならないということで、我々は日ごろ進めているところでございます。議員のおっしゃるように、我々もその案件につきましては、職員は早く対応しなければならないということで、やった後のことをやっぱり後でこうこうだということがなかなか言えない部分もあったということも聞いておりますので、やはり私たちとしてはこういうときにはこうだよという、やっぱりしっかりとしたその条例の文言だけでなく、しっかりとしたことを決めておかないと、今のような結局は本人の過失がどれだけなのかという話になってしまいますので、こういう事例を作った以上は、我々も今後もそれに対応してやっていかなければならないというふうに思っています。そういう中では、やっぱりそこに条例に照らし合わせて、そしてその人の過失がどれだけだったのかというのは、やっぱり補修をするときにしっかりと話し合いの中でやっていくとか、そういう対応をしていかなければ、我々もまずかった点があったのかなというのは反省をしておりますので、今後そういうことがないようにしっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

○副村長（泉 有智君）

村長が言ったとおりであります。

○企画観光課長（森永 学君）

条例は守るべきものであると考えております。

○産業振興課長（郁島武正君）

同じでございます。

○建設課長（前田逸人君）

同じでございます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

同じでございます。

○住民税務課長（三宅正剛君）

守るべきものだと考えております。

○教育長（農原弘久君）

同じでございます。

○教委事務局長（福山 茂君）

条例は守るべきものだと思います。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

条例は守るべきものだと考えております。

○会計課長（大石松美君）

同じでございます。

○6番（民 文忠君）

行政のほうは、みんな守るべき、これは当たり前のことですよね。なぜ私が聞いたか、自分なんか聞かなかったと言われんがためですよ。まあそれは言うことはないと思うけども、次そういう事例があったら、もう村長も言ったように、条例を守らなければ、自分のミスがあったと、村長も言ってますので、それはもう私も村に免じて許したいと思います。今後、そういうことがあれば、条例に照らし合わせて、村長が言われたように、少しぐらいの横柄さもあっていいと思うんですよ、私は。あえてがっちりしなくてもいいけれども、少しぐらいならいいけれども、金額的にあまりにも多すぎる。それがネックなのね。そして、また本人に出せたのが5万5,000円なんて言ってるものだから、余計腹立たしくなったわけですよ。だから、今後はそういうことのないように、やっぱり行政はよく条例と照らし合わせて、そういうのをよく頭に入れて、次は、私はしなくても、またほかの議員がまた何かあればするかもしれないしね、だからそういうことも考えながら、今後頑張ってもらいたい。もうこの件に関しては二度と言うことはありません。はい、これで終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、民文忠君の一般質問をおわります。

次に、8番、宮田到君の発言を許可いたします。

○8番（宮田 到君）

皆さん、こんにちは。

通告してあります2項目について質問をいたします。

今里校区の住宅不足解消について、1999年から2010年までの平成の大合併で合併した人口は概ね4,000人未満の旧町村の地域は合併に加わらず、存続を選択した近隣の小規模町村に比べ、人口減少が加速傾向にあるとの調査結果を日弁連が公表され、地元紙に掲載されました。本村は、合併しない道を選んだことに、ほっとした

りする気持ちもありますが、本村の人口も緩くではありますが、減少傾向にあることは間違いありません。役場の位置から一番遠い地区で過疎化が進み、現在、今里集落で49戸、約90名、志戸勘集落で4戸、7名の住民が生活しています。公営住宅も、今里5棟、14戸、定住住宅も4戸、志戸勘集落に公営住宅1棟、2戸で、計20戸の住宅がありますが、空きがなく、人口増に結びつかず困っています。学校存続にも影響がありますので、住宅建設をしていただきますよう要望し、答弁をお願いします。また、教員住宅の利用状況を示してください。

次に、ミカンコミバエの侵入防止対策について、平成27年から28年にかけて、ミカンコミバエの発生が蔓延し、農作物に大変な被害があり、防御対策を講じ全滅に成功しましたが、本年11月以降、瀬戸内町請島や加計呂麻島で18匹の誘殺が確認され、蔓延定着されないよう対策を講じていますが、本村は十分な対策を講じていますか、答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの宮田議員の住宅不足解消についての御質問にお答えをいたします。住宅の建設につきましては、今現在、村内におきまして、村営住宅、定住促進住宅を合わせて182戸ございまして、そのうち3棟6戸が単身者向け住宅となっております。その6戸全てにおいて入居している状況にございます。そのほかの村営住宅における入居状況につきましては、昨年の台風における単身被災者を急遽入居させたこともございましたが、村営住宅入居に関して、基本的には防災無線等による公募をかけ、応募させた数によって、必要であれば抽選を行い、入居者決定をしているところでもあります。入居募集をかけた際に単身者のみの応募しなければ入居が決定されてしまいます。村内における住宅不足につきましても、村といたしまして年次的に空き家を活用するなど、買い上げ、借り上げ住宅を増やし、住居不足の解消を図っているところでもございます。

今現在、住宅建設につきましては、各集落から要望が出ているところでございまして、我々も住宅用地の確保などを含めて、財政面を検討しながら年次的な計画を立てていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、住宅への一人入居者も多いことから、私たちといたしましても一人住まいの住宅の建設におきましても、集落と、またいろんな形で意見交換をさせていただきまして、住宅の整備についても考えていかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

次に、２点目のミカンコミバエ対策についての御質問でございますが、ミカンコミバエの侵入警戒体制につきましては、各市町村にトラップを設置し、月２回、定期的に調査をしております。大和村におきましては、村内全域に１８カ所の警戒トラップが設置をされております。そのトラップがミカンコミバエの誘殺が確認された場合は、植物防疫所が現地の対策会議を開催し、関係機関で情報を共有するとともに、対応方針の確認を行うようになっております。初動対応といたしましては、誘殺が確認された時点から半径５キロ以内のトラップを増設し、詳細な発生状況を確認する体制を整備するとともに、半径２キロ以内のバンジロウやパパイヤ等の寄主植物を採取し、幼虫や卵の有無を確認いたします。また、誘殺地点１カ所当たり１,０００枚のテックス板を設置いたしまして、警戒体制を強化いたします。そのほか必要に応じて薬剤の散布や寄主果実の除去、空中防除等も行います。初動対応の終了は、最後の誘殺確認から３世代相当期間、約３カ月間、新たな誘殺がなかった場合に終了となり、通常の警戒体制に戻ることになります。もし、寄主植物の調査で幼虫や卵が確認されるなど、現地でミカンコミバエの新たな発生が認められた場合は、果実類の島外への移動が禁止となり、平成２７年度のように緊急防除体制をとり、ミカンコミバエの島外への蔓延防止と、島内での根絶を強化することになります。今年は、瀬戸内町の加計呂麻島、請島で誘殺が多く、１２月４日から有人ヘリコプターによる空中防除等を行っておりますが、現地においてミカンコミバエの幼虫や卵の新たな発生は確認されておらず、初動対応の一環として行っているところであります。今後も引き続き、関係機関と連携を図り、侵入警戒にあたってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教委事務局長（福山 茂君）

先ほど、御質問の中で、今里の教員住宅について御質問がございましたので、お答えいたします。今里の教員住宅につきましては、１棟１戸につきましては廃棄予定、取り壊しを予定しております。それを除きまして、今里のほうに５棟８戸、教員住宅がございます。その８戸のうち３戸につきましては空いている状態です。その空いておりますその２戸につきましては、現在、総務課のほうへ移管をすることで検討をしております。

○８番（宮田 到君）

答弁をしていただきましたが、過疎化になって人口減少している、当然の話で、

住宅を建設してくれというのは無理があると思っていますけど、現実的に公営住宅20戸、志戸勘と今里であります。みんな入っています。自分の後に1戸引っ越したということで、1戸空いているようですが、満室の中で20戸のうち11戸が一人住まいなんです。ですから、どうしても人口が増えなくて、強制的に単身の人に住宅を造ってくれとか、そういう気持ちで言っているわけじゃないんですけども、今後、やはりそういった住宅も造っていただいて、やはり本来の住宅、家族で住めるような、高い金額で造ったものには家族が入れるようにという配慮が欲しい。1戸空いたらすぐ大掃除が来ますので、何か知らないんですけども、村外から来て、北海道から来たとか、どこからか来たとかいって入って、馴染めないとか、私どもの家の近くにいますけど、見たこともない人もいますし、そういったのがありますので、もうちょっと当局がゆとりをもって入居者を募集すると。もう1戸空いたから、早く1人でもいいから、もう毎日のように呼びかけて、もう満杯にしたことによって、本当一人住まいが半分を超えたと。学校のほうも住宅が空いたら当局にお願いして親子留学あたりも呼びかけてしたいと思うんですけど、今そういうことはできないんですよね、住宅が空いてないために。ですから、どっちもどっちというようになっていますので、一番困っているところだと思っていますので、満杯で。ぜひ住宅をとると思うんですけど、お考えはどうですか。

○村長（伊集院 幼君）

私が先ほど答弁させていただきました、やはり各公営住宅には一人住まいの方が結構いらっしゃいまして、入っているところで住宅の要望が出ている集落もございます。ですので、我々といしましては、一人で入っている方をどこかに移すような、議員の質問にもありますように、移ってもらうような、やっぱり代わりの住宅がないと、どうしてもその募集をかけられないということがありますので、我々も今から新しい住宅も造らなければなりません。しかし、今ある既存に入っている方をもう一度拾い出して、その方が移る場所の住宅に代わることによって、その空いたところに家族の世帯の方が入れるようなことも考えていかなければならないんじゃないかというふうに、庁内で今その点を、教員住宅も含めて、洗い出して、どういう形の受け入れをしていくかということを、我々もしっかり方向性を見いだしていきたいというふうに考えております。

○8番（宮田 到君）

よろしくお願いします。

それで、建設課長、思勝とか津名久にありますよね、1棟2戸で単身が入る住宅

がありますよね。あれと、今、定住促進住宅を造っていますが、坪当たりの単価って、どれぐらいの違いがあるんですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員のおっしゃる思勝にも、単身住宅1棟2戸が、2棟あります。津名久が1棟2戸あります。坪当たりの単価にしますと、思勝が約79万8,000円、津名久が85万7,000円、定住促進住宅、平成30年度と令和元年度に名音地区と大和浜地区、建設してございます。それにつきましては、名音地区が100万9,000円、坪当たりです。全部今言っているのは坪当たりです。大和浜地区につきましては109万4,000円です。やっぱり単身住宅というのは、間取りとかもあることですので、若干安くなっておりますが、平成29年頃から経費率というのはどんどん、若干材料費も建築に対する経費も上がってきていることですので、それに比べてみますと、近年となると若干79万円とか89万円とかいうのは上がってくる可能性はあると思います。以上です。

○8番（宮田 到君）

やはり一人が住まうわけですから、坪30万円も違えば、安いほうを造っていただいて、そこに引っ越していただくとか、強制はできませんけども、そうしたことあたりを配慮していただきたいということですね。本当に外れの集落で、もう人口減少が激しくて、そこに役場の先輩がいらっしゃいますが、49戸とか聞いてびっくりされているんじゃないかと思うんですが、本当にもう限界集落に近いような状態です。子どもも名瀬に転居いたしまして、最近、11月末ですかね、児童も6名になっていると思っていますので。やはり、学校は今、学校存続を希望していると、今のところ、教育長の答弁では、学校存続をさせたいと思っているという意味でありましたので、やはり私どもも以前した親子留学を再度復活させて、児童を何名か入れるようなことも希望しているんですけども、そういうときが来たら親子留学を再開してもらえますか、住宅が空いたときには。

○企画観光課長（森永 学君）

親子留学に関しましては、またうちの課の中のほうでも検討したいと思っています。

○8番（宮田 到君）

課長、検討はいいんですけども、前向きなのか、検討しなければ駄目という前提で言ってるのか聞かせてください。

○企画観光課長（森永 学君）

現在の住むところがないというもので、物理的にできない状況になっております。また、親子留学のほうに関しましては、以前、トラブルなどもございました。そのへんも踏まえて、こちらとしては十分な、こういう体制で行こうというのを探りながら、そこは考えていきたいと思っております。

○8番（宮田 到君）

親子留学制度をしてもらうということでは、阿室小中学校の役員の方々と話をしていた中で、大和村で起きたことは大変大きなことだったと思いますが、トラブルは付きものですよと、小さな子どもたちには付きものですよと、それを駄目だったからもう駄目じゃなくて、それを乗り越えたり、またトラブルを乗り越える度に学校が良くなって、当時26名、小中学校でなりましたと。移住者が農業で農林大臣賞なんかをいただいて活発にやっていますが、今里でしたことも、みんなが失敗というわけじゃなくて、健全に集落や学校に協力して住まわれている方々もいますので、本当にその方々でなければ、もう廃校手前なんです。かろうじて6名維持していますので、住宅が空くような政策をしていただいて、空いたら募集をかけるようなことを前向きに検討してもらえないですか。中身の改良とか条件とかというのは、もうまた変えてですね。

○村長（伊集院 幼君）

担当課のほうからは、いろんな今まで対応に苦慮したことがございまして、我々もそれで取りやめているわけじゃございません。そしてまた、議員のおっしゃるように、住居を確保する中で、やはり我々も少なからずこの親子留学がスタートできればというふうに考えています。今現在、奄振の交付金の中で離島留学がこうして全国的に各地の離島でやっぱり都会から人を呼び込もうという動きの中で、この親子留学も一時は単独でやっておりましたけれども、奄振交付金で我々も6割補助をいただくようになりました。そういう中では、我々の負担も少なからず、軽くなりましたので、あとはどういう形で受け入れをしていくかということは、もう少し我々も踏み込んだ形の検討をさせていただいて、今、議員がおっしゃったように、定住の住宅が空いたことによって、教員住宅も行政財産に移しますので、そのリフォームをしながら、住居が確保できたときに、我々としては親子留学を再開させていきたいという思いは持っておりますので、そのときにはまた地元の皆さんに御協力をいただきながら、進めさせていただきたいというふうに思います。

○8番（宮田 到君）

ありがとうございます。

今、教育委員会のほうで1戸は取り壊し、あと3戸ですが、そのうち2戸は総務課に移管ですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

先ほど申しましたが、1戸につきましてはもうかなり古い住宅で、ずっと使用できていない住宅でございますので、それにつきましては取り壊しの方向で今検討しております。それ以外の住宅につきまして、空いておりますのは3戸ございます。3戸のうち、その2戸、丸々1棟2戸空いておりますのは、総務課への移管を今検討しております。

○8番（宮田 到君）

学校の先生が新規なのか転勤なのかわかりませんが、いらっしゃったんだけど、その住宅には手を掛けなければ住めませんよということがあったものですから、その先生は名瀬から通勤されています。ですから、これは総務課に移るということだったら、余計良いことなんです。それをリフォームしたら、みんなに開放できるということでしょう。先生方じゃなくてもいいということでしょう。理解していいですか。

○総務課長（政村勇二君）

教育委員会から総務課管理の行政財産に移管することになれば、教職員のみならず、全員入居対象者となります。

○8番（宮田 到君）

ぜひお願いします。

それと、重信君の質問の中で、総務課長だったですかね、公営住宅は大和村で144戸、38戸の定住住宅があるというのは事実ですか。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりです。村営住宅が144戸、棟数は別ですけど、戸数ですね。144戸で、定住促進住宅の38戸というところです。

○8番（宮田 到君）

この中で教育委員会からありましたが、1戸は取り壊しというのがありました。それと、総務課からお尋ねしたいことは、1棟2戸の住宅は使用廃止予定と書いてありますが、こういった意味合いですか。

○総務課長（政村勇二君）

その1棟2戸といいますか、用途廃止予定は住宅かと思われます。これがこの用途廃止住宅といいますのは、旧耐震基準、昭和56年に耐震基準が見直されまして、

旧耐震基準によるものを用途廃止住宅としているところであります。

○8番（宮田 到君）

今里でこういう用途廃止予定とありますが、村全体では公営住宅で壊さなければならぬものもあるのか、その用途廃止予定というものもあるのか、144戸の中で一つはありましたよね。

○総務課長（政村勇二君）

この用途廃止予定の該当住宅数におきましては、村内において5棟10戸ございます。

○8番（宮田 到君）

これは予定ですから、まだ耐久力はあるということですか。その支えの力は今あるということですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど申し上げました、この用途廃止予定の住宅、昭和56年、旧耐震基準によるものというところでございますが、これが現在の新耐震基準に見合ったものではないというところでありますが、これが耐震基準は違法であるというところではございません。基準上の問題はないというところでございます。

○8番（宮田 到君）

村内の住宅は、廃止基準になっている住宅はないということですね、144戸。

○総務課長（政村勇二君）

一応その旧耐震基準にあるものに関しましては、廃止予定といたしますか、退去、現在、先ほど申し上げた5棟10戸のうち、7戸、入居者が現在いらっしゃる状態でございます、その方たちが退去をした後に用途廃止の取り扱いをしていきたいというところでございます。

○8番（宮田 到君）

緊急性はないということですね。

○総務課長（政村勇二君）

はい。基準上の問題はないということです。

○8番（宮田 到君）

わかりました。

先ほど、村長の答弁にありましたが、巡回は月2回と、産業振興課長、月2回とありますが、この時期、タンカンの収穫期を迎えて、大変皆さんは農家の方々は心配しているだろうと思いますが、月2回で大丈夫ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

通常の基準が5日、21日の月2回ということでやっております。今年は瀬戸内町あたりで発生が多いんですが、大和村での発生はまだ確認されておりませんので、しかし根瀬部で1匹ありましたので、その関係で国直、湯湾釜地区の一部に200枚のテックス板を設置したこともございますが、それ以外は通常の警戒体制をとっているところでございます。

○8番（宮田 到君）

大和村では発生がないと、これはまた南のほうの外国から飛んでくるものですから、相当の距離で飛んできていますので、請島や加計呂麻島が遠いと考えたら間違いで、ひとつ飛びで来る可能性もありますので、防除体制というものは十分と思われますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

大島支庁植物貿易所あたりと協議の上、大和村においては18カ所、県内全ての市町村でトラップを設置して警戒にあたっておりますので、もし誘殺がありましたら、またそれに対応した対策を取りますので、現在のところは大和村の体制はそれでよろしいかなと思っております。

○8番（宮田 到君）

前向きな答弁をいただきましたので、予定していた質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

これで、8番、宮田到君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議員派遣の件について

○議長（勝山浩平君）

日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、派遣議員に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

—————○—————

○議長（勝山浩平君）

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第４回大和村議会定例会を閉会いたします。

傍聴にお越しいただき、ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

閉会 午後４時０８分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 勝 山 浩 平

大和村議会議員 宮 田 到

大和村議会議員 奥 田 忠 廣